

# 久留倍官衙遺跡整備基本計画書

2007年3月  
四日市市教育委員会

# 目 次

序章 計画の枠組み -----	1
（１）計画立案の目的 -----	1
（２）計画の対象範囲 -----	1
（３）計画策定及び事業の推進について -----	1
（４）計画策定のフローチャート -----	3
第1章 久留倍官衙遺跡をとりまく環境 -----	4
（１）自然環境 -----	4
（２）社会環境 -----	6
（３）歴史的環境 -----	14
第2章 久留倍官衙遺跡の概要 -----	19
（１）調査の経緯 -----	19
（２）指定状況 -----	21
（３）遺構の概要 -----	22
（４）久留倍官衙遺跡周辺の状況 -----	27
第3章 整備の方向性 -----	33
（１）「市政ごいけんばん」アンケート結果 -----	33
（２）久留倍官衙遺跡の特徴と計画地の位置づけ -----	35
（３）整備の基本的考え方と整備目標 -----	36
第4章 基本計画 -----	37
（１）地区区分と地区別整備方針 -----	37
（２）基盤整備計画 -----	40
（３）遺構整備計画 -----	41
（４）ガイダンス施設整備計画 -----	42
（５）その他活用上必要な施設整備計画 -----	44
（６）動線整備計画 -----	48
（７）修景計画 -----	50
（８）維持管理計画 -----	50
（９）利活用の計画 -----	51
（10）事業年次計画 -----	55

## 序 章 計画の枠組み

### (1) 計画立案の目的

久留倍官衙遺跡は、三重県の四日市市北部、伊勢湾を望む丘陵の東先端部に位置する弥生時代から中世にかけての遺跡で、一般国道1号北勢バイパス（以下、「北勢バイパス」）建設に伴う事前調査により確認された遺跡である。主要な遺構は古代の官衙施設で、他の官衙跡にはみられない東を向く政庁・正倉院・その他附随施設などを伴い、官衙の全体像や変遷を知ることができる全国的にも貴重な官衙遺跡である。さらに、「壬申の乱」「聖武天皇東国（伊勢）行幸」の史実と結びつく可能性もあり、日本古代史解明の上で考古学・歴史学・国文学的にも極めて重要な意味を持つ歴史的文化的遺産である。このような貴重な文化財である久留倍官衙遺跡の保存に向けて、関係者の努力と理解により、平成16年度に北勢バイパスの構造変更が決定され、政庁域・正倉院を中心とした範囲が保存されることとなった。

四日市市は、久留倍官衙遺跡の保存をより確固たるものにするため、平成17年度末に国史跡指定の申請を行い、2006年（平成18）7月28日に国の史跡に指定された。

このような状況を受け、四日市市はもとより、全国的にも貴重な文化財である久留倍官衙遺跡の歴史的文化的遺産としての保存並びに活用を図るため、その整備の基本的な方向性を定めた基本計画を策定するものとする。

### (2) 計画の対象範囲

計画の対象範囲（以下、「計画地」）は史跡指定地を基本とするが、活用上必要と想定される史跡指定地の隣接地も計画地に取り込むものとする。また、歴史的文化的景観の保全や景観形成上重要な役割を果たすと想定される史跡指定地周辺域についても、計画に取り込むものとする。さらに近隣の文化財、観光レクリエーション施設、その他関連する諸資源についてもネットワーク等による利活用を考慮し、計画に取り込むものとする。

### (3) 計画策定及び事業の推進について

計画の内容は、単に貴重な文化財の保存並びに活用整備のみにとどまらず、市の総合計画はもとより、周辺の道路計画、土地利用計画、景観形成計画等とも深い関係を有する。

そのため、計画の独自性、主体性を尊重しつつ、関係諸計画・部局との調整を図るため、庁内において「久留倍遺跡保存活用事業推進プロジェクトチーム」（以下「プロジェクトチーム」）を設置した。プロジェクトチームは、関係諸部局の横断的な体制のもと、久留倍官衙遺跡を史跡公園として整備するため、整備基本計画の策定、整備事業、整備後の公開・活用事業、その他関連事業を推進するとしている。プロジェクトチームに参加している部署は、以下に示す通りである。なお、今回プロジェクトチームに参加していない部署（四日市市立博物館等）にも必要に応じて連絡調整を行った。

「久留倍遺跡保存活用事業推進プロジェクトチーム」

＜リーダー＞ 教育委員会 社会教育課

＜メンバー＞ 経営企画部 政策課

商工農水部 商工課

都市整備部 都市計画課／管理課／道路整備課／市街地整備・公園課／

河川排水課

市民文化部 市民文化課

また、計画策定や事業の推進については専門家の指導、助言等を仰ぐため「久留倍遺跡調査整備指導委員会」（以下「委員会」）を設置し、委員として次の5氏を任命した。また、委員会には適時、国土交通省中部地方整備局北勢国道事務所、文化庁文化財部記念物課、三重県教育委員会文化財保護室、三重県埋蔵文化財センター、伊藤幸雄氏（地元代表）の参加を得て開催した。

「久留倍遺跡調査整備指導委員会」

＜委員長＞ 八賀 晋（三重大学名誉教授）

＜副委員長＞ 山中 章（三重大学教授）

＜委員＞ 山中 敏史（独立行政法人文化財研究所奈良文化財研究所文化遺産部遺跡整備研究室長）

早川 万年（岐阜大学教授）

清永 洋平（独立行政法人文化財研究所奈良文化財研究所飛鳥資料館研究員）

委員会は、下記日程で開催した。

平成17年度 第1回 2006年（平成18）1月17日

平成18年度 第1回 2006年（平成18）8月31日

第2回 2006年（平成18）12月8日

第3回 2007年（平成19）3月13日

また、市民に計画の情報提供、意見募集を下記のとおり実施し、基本計画策定の参考にした。

◎「市政ごいけんばん」

内 容：インターネットによるアンケート調査

実施期間：2006年（平成18）6月15日～6月21日

◎「国史跡久留倍官衙遺跡整備基本計画（案）の意見募集」

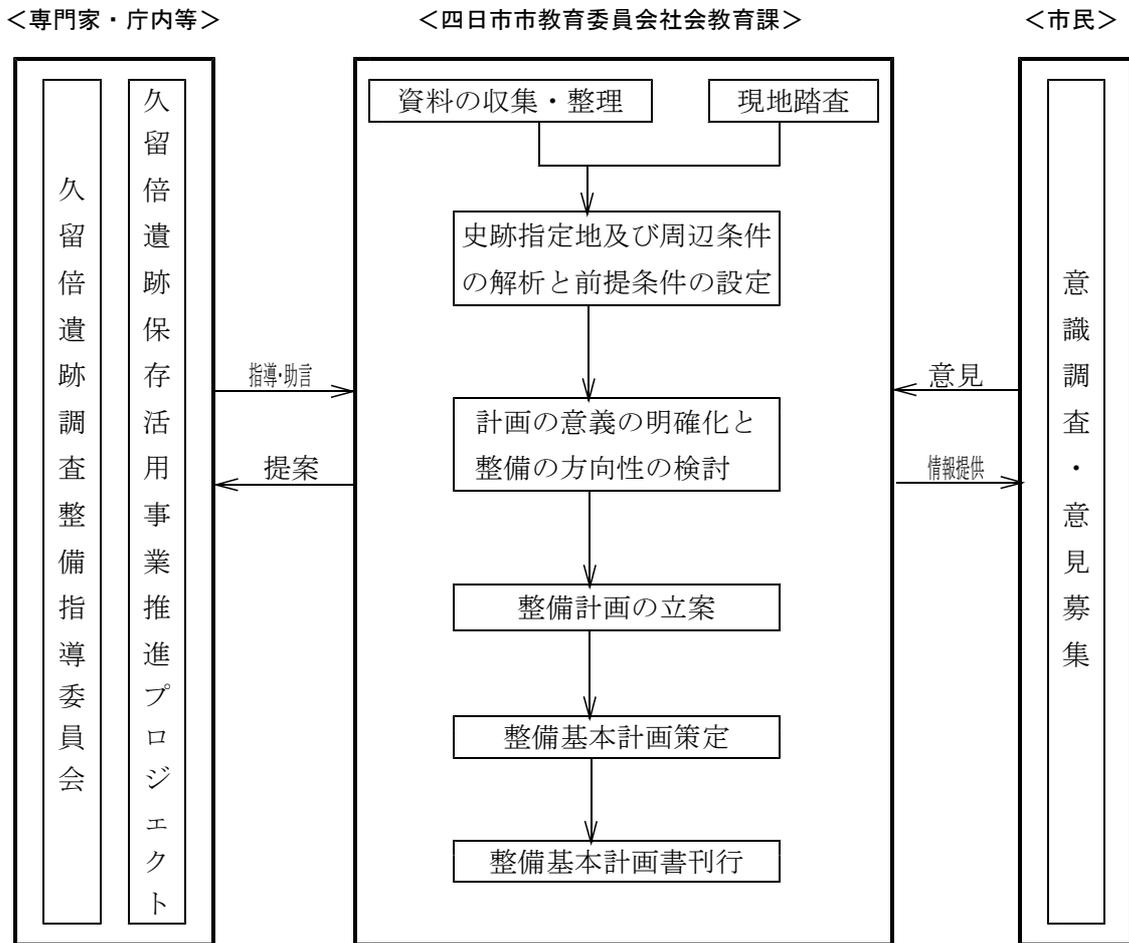
内 容：整備計画（案）に対する意見募集

実施期間：2006年（平成18）9月5日～10月4日

なお、整備実施にあたっては、さらに専門家の指導・助言を仰ぐほか、市民に情報提供、意見募集を実施する。

#### (4) 計画策定のフローチャート

計画策定のフローチャートは以下に示すとおりである。

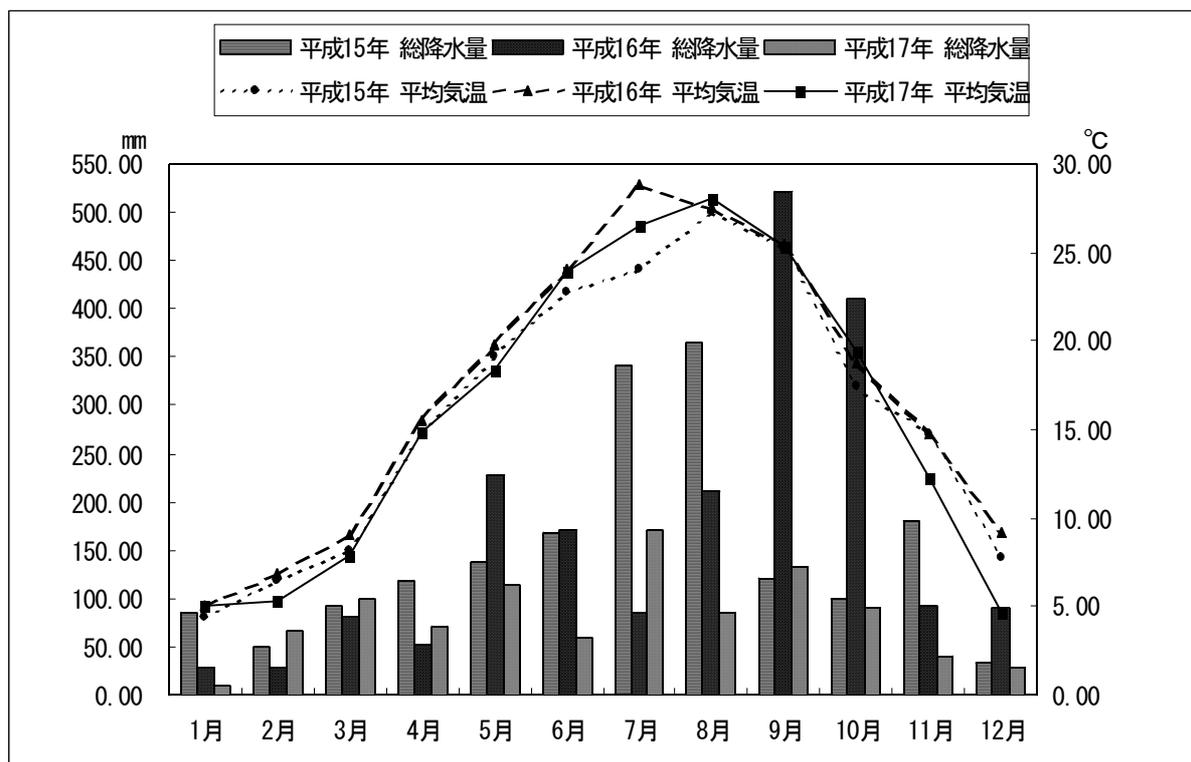


# 第1章 久留倍官衙遺跡をとりまく環境

## (1) 自然環境

### ①気候

四日市市は、年間を通じて気温の高低差が比較的小さく、冬季に鈴鹿山脈を中心に降雪が観測されるものの、その他の丘陵部や沿岸部では積雪もほとんどなく、温暖な気候に恵まれている。降雨量は、夏季に多く、冬季は比較的少ない。



(四日市市消防本部「平成15・16・17年度消防年報」)

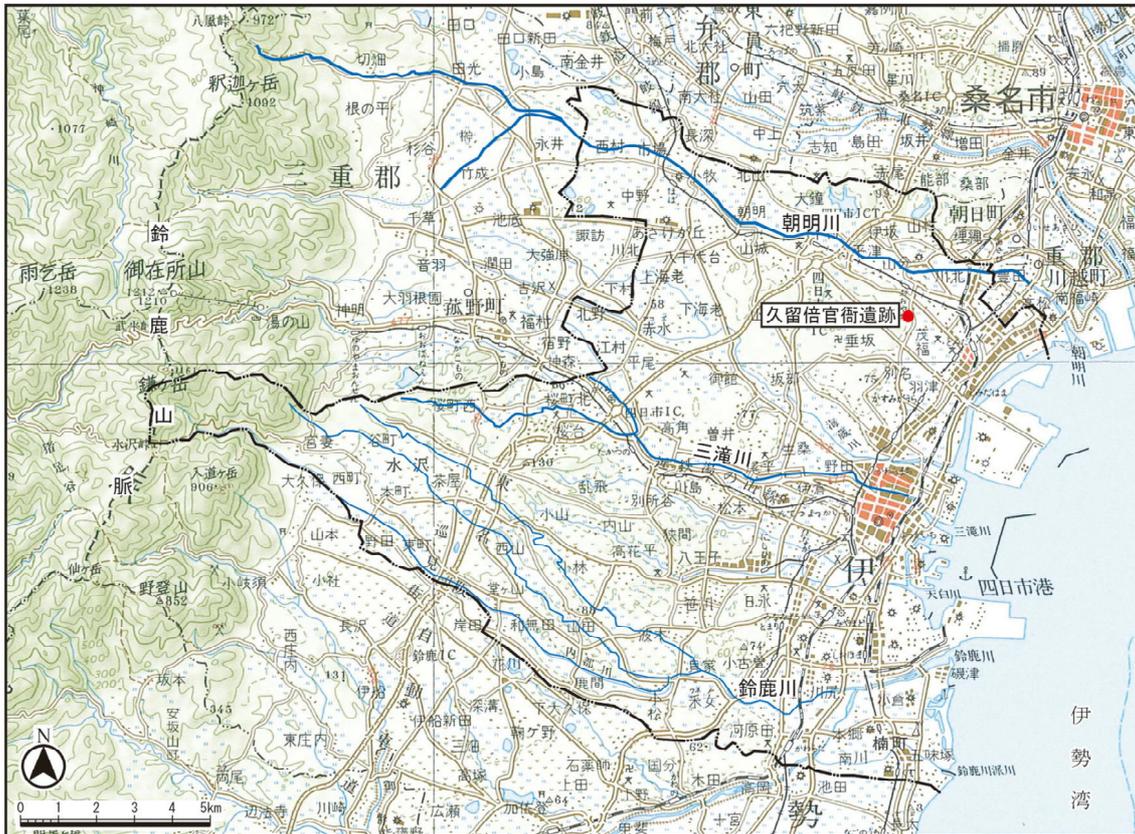
四日市市の平均気温・総降水量(平成15～17年)

### ②植生

四日市市の植生は、久留倍官衙遺跡が位置する市中部の丘陵地では、耕作地が大勢を占めており、標高300m以下ではシイノキ、タブノキが見られるものの、これといった特徴ある植生は見られない。しかし、桜地区など一部の地区では、市の天然記念物にも指定されているシデコブシの自生地や、国の天然記念物に指定されている阿倉川地区のアイナシ・イヌナシの自生地、西坂部町の御池沼沢植物群落など、貴重な植生も見られる。市西部の鈴鹿山地の標高300～600mではカシ、シラカジ、ウラジロガシ、アカガシなどのカシ類林が、標高600～1,000mではミズナラ、コナラ、ブナなどの落葉広葉樹林が多く見られる。また、滋賀県との境界付近ではゴヨウツツジなどの貴重な植物も自生している。市東部の伊勢湾沿岸部は市街化しており、社寺林の一部に残されている自然植生の破片的植物群落が見られる他は、わずかに街路樹や公園の植栽が存在するだけである。

### ③地形・水系

四日市市は、面積が約205.16 km<sup>2</sup>で、東西約24 km、南北は約18 kmとやや東西に長い市域を有し、西部には鈴鹿山脈が連なっている。この鈴鹿山脈の山並みから東の伊勢湾に向かって緩やかに標高が低くなる地形を呈しており、朝明川・海蔵川・三滝川・内部川・鈴鹿川などの河川が東流して伊勢湾に注いでいる。久留倍官衙遺跡は、海岸から北西へ約2.5 kmの標高30mの丘陵部、朝明川の南岸に位置している。



(出典：国土地理院1:200,000地勢図 名古屋)

地形水系図

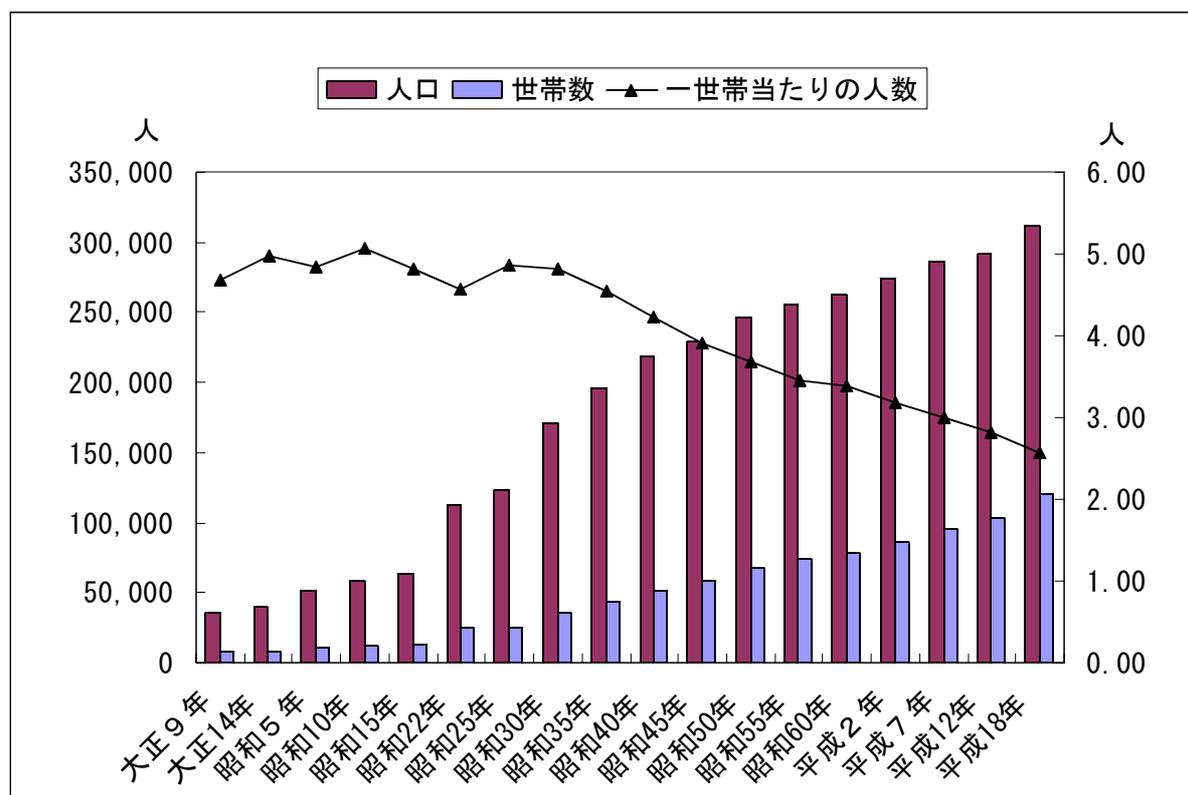
## (2) 社会環境

### ①人口・世帯数

四日市市の人口及び世帯数は2007年（平成19）3月1日現在、人口312,476人、世帯数122,164世帯、一世帯当たりの人数は約2.56人となっている。

四日市市は、1889年（明治22）4月に町制施行し、三重郡四日市町として誕生後、1897年（明治30）8月1日に市制施行し、四日市市となった。その後、1930年（昭和5）に海蔵村、塩浜村を併合、1941年（昭和16）に富田町、富洲原町、羽津村、常磐村、日永村を併合、1943年（昭和18）に四郷村、内部村を併合、1954年（昭和29）に小山田村、川島村、神前村、桜村、三重村、県村、八郷村、下野村、大矢知村、河原田村を併合、1957年（昭和32）に水沢村、保々村、三鈴村の一部を併合した。三重県下最大の人口を有し、2000年（平成12）11月1日には特例市へ移行し、2005年（平成17）2月7日に三重郡楠町と合併したことで人口30万人を超え、現在三重県下最大の市となり、中核市への移行を目指している。

四日市市は、市町村合併や臨海部の工業等の発展により人口が増加し、戦後直後の昭和22年と現在を比較すると人口は2.78倍に、世帯数は4.95倍になっている。しかし一世帯当たりの人数は約2人減っており、核家族化が顕著であるといえる。



※平成18年は、合併後の合計値

四日市市の人口・世帯数の推移

## ② 道路交通

四日市市は、直線距離で大阪から概ね100km、京都からは約70km、名古屋から約35kmにある。大阪・名古屋間を結ぶ東名阪自動車道が市域を貫くように走っている。また現在、伊勢湾の沿岸を四日市市から愛知県飛島村まで結んでいる第二名神高速道路では、四日市JCT～(仮称)亀山JCT間の延伸工事が進められている。

四日市市内の主要道路には、海岸沿いを南北に走る国道1号と国道23号、市の中心部から市西部に至る国道477号、同じく市中心部から市北部へと延びる国道365号、市西部を南北に走る国道306号などがあり、これらにアクセスする県道や主要地方道が縦横に走っている。

この他、四日市市内で交通が集中する国道1号、国道23号の渋滞を緩和させるため、三重県川越町南福崎から鈴鹿市稲生町を結ぶ延長28kmの北勢バイパスが建設中である。

## ③ 鉄軌道交通

鉄軌道は、JR関西本線と近鉄名古屋線が沿岸部を南北に走って四日市市と名古屋方面、亀山方面、津方面とを結んでいる。この他、近鉄湯の山線が近鉄四日市駅から、三岐鉄道が近鉄富田駅から西に延びている。

このように四日市市は、交通網が発達しており、近隣の都市とのアクセスは極めて至便である。

## 四日市市へのアクセス

### ■車でのアクセス

《東京・名古屋方面から》

東京IC⇒東名高速（3時間52分）⇒名古屋IC⇒東名阪（50分）⇒四日市IC⇒（20分）⇒四日市

《大阪方面から》

大阪⇒阪神高速（30分）⇒松原IC⇒西名阪（22分）⇒天理IC⇒名阪国道（1時間5分）⇒亀山IC⇒東名阪（15分）⇒四日市IC⇒（20分）⇒四日市

### ■電車でのアクセス

《東京・名古屋方面から》

東京⇒新幹線（1時間40分）⇒名古屋⇒JR快速みえ（30分）⇒JR四日市

名古屋⇒近鉄特急（30分）⇒近鉄四日市

《大阪方面から》

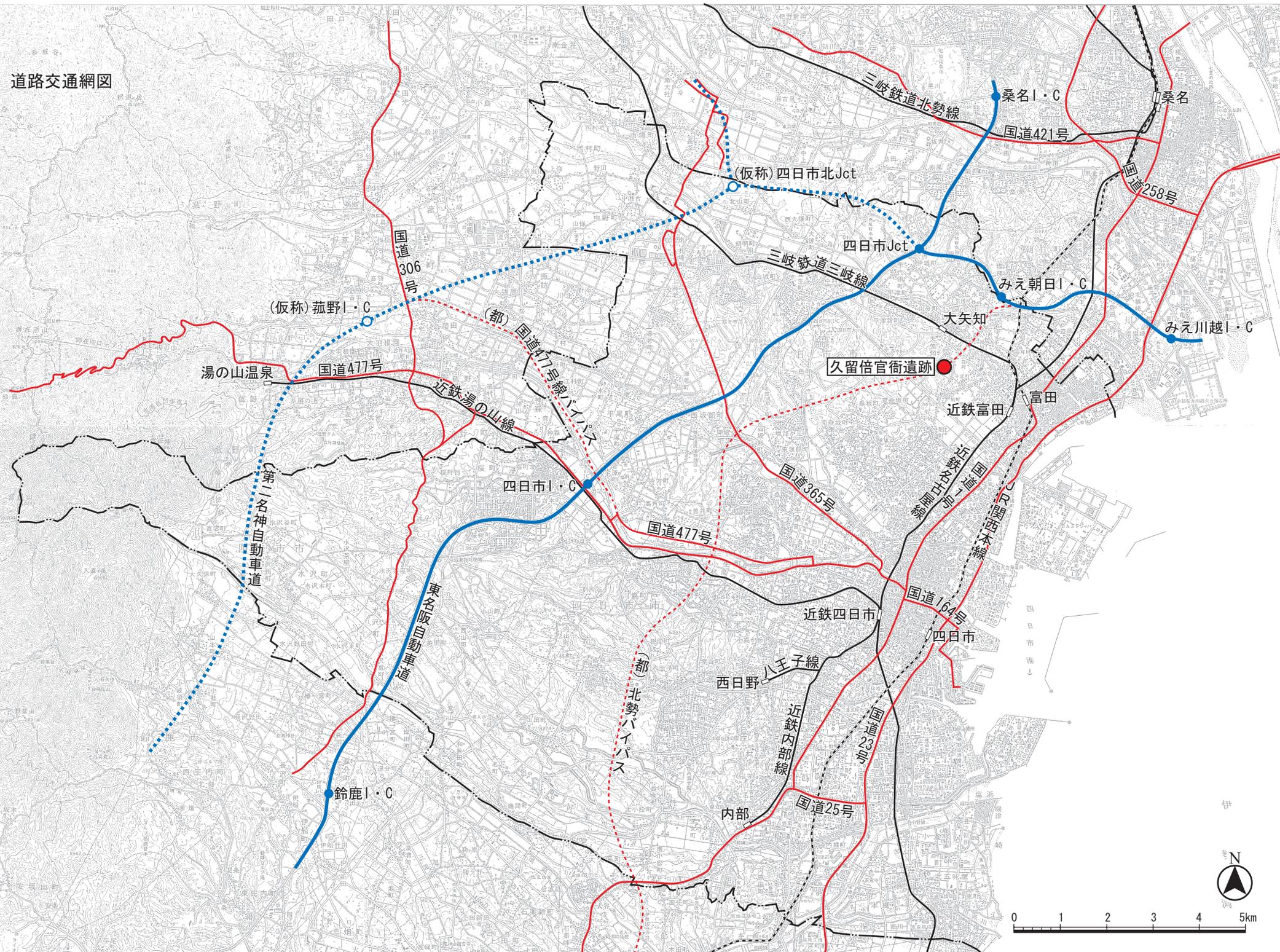
大阪（難波・上本町）⇒近鉄特急（2時間）⇒近鉄四日市



位置図

道路交通網図

8



#### ④ 観光レクリエーション・公園緑地等

四日市市では、優れた自然環境を活かした大規模な公園施設と伝統ある地場産業を中心とした体験型の観光レクリエーション施設が整備されている。主たる観光レクリエーション施設は、以下のとおりである。ただ、文化財等を活かした歴史・文化系施設は乏しいのが現状である。

市内に公園は384カ所あり、総面積は2,875,563㎡となっている(2006年(平成18)3月31日現在)。市民一人あたりの公園面積は約9.25㎡で、全国平均の約8.4㎡を上回っており、都市基盤施設としての公緑地等の環境は比較的整っているといえる。

また、市内では、多くの行催事が開催されており、数多くの人達が参加している。

種類	種別	数	面積(㎡)
基幹公園	住区基幹公園	322	498,529
	近隣公園	10	179,231
	小計	332	677,760
	都市基幹公園	4	810,657
	運動公園	2	45,317
	小計	6	855,974
合計		338	1,533,734
大規模公園	広域公園	1	198,000
緑地		45	1,143,829
合計		384	2,875,563

#### 主な観光レクリエーション施設

種別	名称	所在地
文化系観光レクリエーション施設	四日市市立博物館	安島一丁目
	四日市市楠歴史民俗資料館	楠町本郷
	四日市市文化会館	安島二丁目
	泗翠庵	鶴の森一丁目
	あさけプラザ	下之宮町
	旧四日市市立図書館	諏訪栄町
	オーストラリア記念館	羽津甲
	じばさん三重	安島一丁目
	ばんこの里会館	陶栄町
	四日市旧港港湾施設	稲葉町、高砂町地先
末広橋梁(旧四日市港駅鉄道橋)	末広町、千歳町	
自然系観光レクリエーション資源	ふれあい牧場	水沢町
	吉崎海岸	楠町吉崎
	少年自然の家	水沢町
	中央緑地公園	日永東一丁目
	楠中央緑地公園	楠町北五味塚
	宮妻峡(もみじ谷)	水沢町
その他	県営北勢中央公園	西村町
	三重北勢健康増進センター(ヘルスプラザ)	塩浜町
	四日市ドーム	羽津甲
	四日市競輪場	羽津甲
	ポートビル	霞二丁目

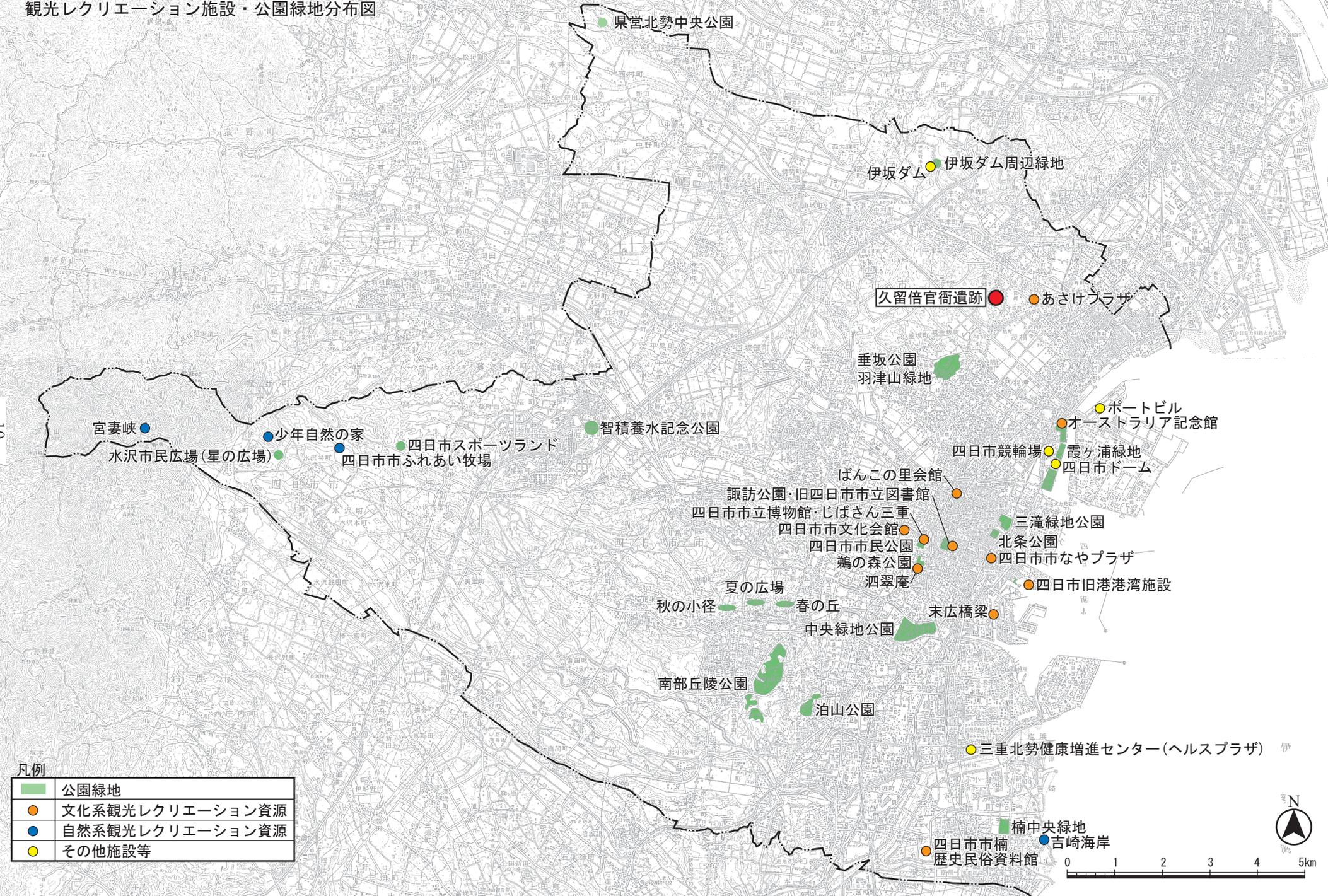
#### 四日市市の主な行祭事

行事名	開催日	場所
東富田のどんと祭り	1月14日	東富田町R23号線沿い
狐の嫁入り道中	2月3日	海山道開運稲荷神社
十四川桜まつり	3月下旬から4月上旬	富田十四川堤防 四日市高校南側
海蔵川桜まつり	3月下旬から4月上旬	海蔵川堤防 しらさぎ橋周辺北側
鶴の森桜まつり	3月下旬から4月上旬	鶴の森公園
三重西桜まつり	3月下旬から4月上旬	三重1号緑地
かわらだ桜まつり	3月下旬から4月上旬	河原田神社 農芸高校北側
水沢町新茶まつり	4月29日(昭和の日)	足見田神社
萬古まつり	5月第2土・日	萬古神社周辺
輪くぐり神事	6月30日	大宮神社
松原石取祭り	7月中旬	聖武天皇社
お諏訪おどり	7月31日	足見田神社
大四日市まつり	8月第1土・日	市内一円
四日市港まつり	8月第1日曜	四日市港霞ヶ浦地区 ポートビル周辺
大念仏	8月13・15日	顕正寺、西覚寺
鳥出神社の鯨船行事	8月14日～15日	鳥出神社
けんか祭り	8月14日～15日	富田一色町 飛鳥神社
天ヶ須賀石取り祭り	8月14日～15日	住吉神社
つんつく踊り	8月15日～16日	両聖寺
ふるさと産品まつり	11月下旬の土・日	四日市競輪場
もみじまつり	11月下旬～	水沢宮妻町山之坊

# 観光レクリエーション施設・公園緑地分布図

10

凡例	
	公園緑地
	文化系観光レクリエーション資源
	自然系観光レクリエーション資源
	その他施設等



## ⑤上位関連計画

ここでは、上位関連計画のうち、久留倍官衙遺跡の保存並びに活用整備等に関連するものを示す。

### <四日市市総合計画 1998～2010>

四日市市総合計画は「人と文化と自然を育む活気あふれる港まち四日市」を都市像に掲げ、

- 1) 豊かな環境が実感できるまちづくり
- 2) いきいきとした交流のあるまちづくり
- 3) にぎわいと活力にあふれるまちづくり
- 4) 健康で安心して暮らせるまちづくり
- 5) のびやかな心を育むまちづくり

という5つの基本目標を定めている。

1) の「豊かな環境が実感できるまちづくり」では「市民・企業の理解と協力を求めながら、緑や水辺などの自然環境の保全と新たな創造に向けた多面的な取り組みを推進する。」とし、具体的には、「公園、緑地、水辺の整備」で「広く市民に利用される公園・緑地や生活に密着した身近な公園・広場など地区の特性や利用目的に応じた多様な公園・緑地の整備を推進する。市民生活に身近な公園や広場は、長く市民に愛され、有効に活用されるため、特に公園づくりに市民の参画を積極的に求めるとともに、公園愛護会などによる市民の自発的な管理が行われるよう、市民意識の高揚や市民団体の育成に努める。」としている。また、「市民参加のまちづくり推進」で「真にゆとりと豊かさを実感できる都市の環境を創造していくために、これまで以上にまちづくりへの市民参加を求め、市民が主体となったまちづくりの推進に努めなければならない。そのため、地域の施設づくりや管理、土地利用計画づくりなどに市民の積極的な参加を求め、地域のニーズに沿ったまちづくりの推進に努める。また、地域のまちづくり活動を活性化するため、市民主体のまちづくり組織や地域のリーダーの育成に努める。」としている。

2) の「いきいきとした交流のあるまちづくり」では「道路交通需要に対応し、渋滞の緩和や沿道環境の向上を図り、快適な市民生活や円滑な経済活動が行えるよう、高規格幹線道路や市内幹線道路、日常生活のための道路を体系的に整備していく。」とし、具体的には、「高規格幹線道路等の整備」で「近畿、北陸、東海へと開かれた四日市市の地域特性をさらに高めるため、第二名神自動車道、東海環状自動車道の整備を促進し、既に供用されている東名阪自動車道等とのネットワーク化を図る。また、国道1号、国道23号等の交通渋滞を緩和するため、北勢バイパスの整備促進を図り、併せて都市計画街路事業の整備を進めるとともに、国道1号等の交差点改良など整備促進にも努める。」としている。

3) の「にぎわいと活力にあふれるまちづくり」では、「交流人口の増加に向け、その受け皿としての拠点や観光、コンベンション機能の整備を促進し、関連産業の形成を目指す。」とし、具体的には、「観光機能の整備」で「大四日市まつりや花火大会をはじめ、多くの集客資源があり、それぞれ点としての資源を有機的に結びつけた上で、積極的なPRに努める。」としている。

5) の「のびやかな心を育むまちづくり」では「社会情勢が変化するなか、多様化・高度化する市民の学習ニーズに応え、その生涯にわたる学習活動を計画的に支援するために、生涯学習推進体制の整備を図るとともに、市民のライフ・ステージに応じた学習機会・内容の充実、学習情報の提供、学習環境の充実等に努め、市民一人ひとりの主体性と連帯性を培うことを目指す。」とし、具体的には、「生涯学習の振興」で「生涯学習推進体制の整備を図るとともに、市民の生涯学習に対する理解を深め、学習活動への参加意欲を高めるため、意識啓発に努める。また、市民の学習活動を積極的に支援していくため、人生のあらゆる時期に必要な応じ自己に適した手段や方法で学習できるよう、四日市大学をはじめとする関係機関との連携を図り、学習情報を積極的に提供するとともに学習機会や学習内容の一層の充実に努める。」とし、「文化財の保存と活用」で「長い歴史や風土のなかで培い、育まれてきた貴重な文化遺産のうち、特に重要なものについては文化財に指定し、広く市民に周知し、親しまれるように積極的な保存、活用を図る。御池沼沢植物群落をはじめとする天然記念物についても保存を行うとともに、市民に親しまれるよう環境整備を行い活用を図っていく。開発事業や都市化によって影響を受ける埋蔵文化財をはじめ、歴史的建造物や民俗文化財等については、学術調査を実施し、調査報告書の作成等を行うとともに、適切な保存に努める。また、市民の文化財に対する理解や学習を深めるため、普及・公開に努める。」としている。

## ＜四日市市都市計画マスタープラン（全体構想）＞（平成14年6月発行）四日市市

四日市市では先人たちが育んできた「伝統や文化」「暮らしの場」「農地や自然」を受け継ぎ、さらに暮らしやすい「まち」にして次代に伝えることで、将来に向かって持続可能な「まちづくり」を進めていくことは今に生きる私たちに課せられた使命であるという考えにたち、自分だけでなく自分の子や孫にも住ませてあげたいと思える「住み続けたいまち」を目標に掲げた都市計画マスタープランを策定した。その中で久留倍官衙遺跡の整備に関わると考えられるのは以下のとおりである。

〔まちづくりの基本的考え方〕

- 四日市市の郊外には豊かな自然環境が残されている。市街地には神社や河川沿いなどに緑がある。これら四日市市の貴重な自然環境を積極的に保全するとともに、市街地における緑の創出に努める。
- まちは市民の活動があって成り立つものである。「まち」の主役である市民自身が暮らしやすく活動しやすいライフステージ実現のため、まちづくりへ参加していくことが必要である。

〔都市基盤施設整備の基本方針〕

- 自動車の増加によって市内各所で渋滞が発生しており、道路整備は不可欠である。しかし、単に道路を整備しただけでは、より自動車の増加を招くだけになりかねない。そこで、広域化する人と物の流れを支え、こうした交通が生活道路に流れ込まないように配慮した幹線道路網の整備を進める。

〔自然や緑の保全・創出の基本方針〕

- 四日市市郊外に見られる里山や樹林地は、市の中心部からも気楽に訪れることができる自然空間として市街地における暮らしの魅力を高めており、その保全のためには地域の住民だけでなく恩恵を受ける周辺市街地に住む市民の協力が不可欠である。
- 市民によるボランティアやNPOによる広域かつ自主的な活動を促進するとともに、これらの活動と四日市市との連携によって里山や樹林地の保全を図る。
- 市街地では郊外のように自然を享受することは難しい。しかし、自然環境は市街地においても不可欠である。このため、郊外の樹林地や農地から緑や水の連続性をもたせ、四日市市西部の自然環境と身近に接することができる空間の創出を図る。

〔プランの実現に向けて〕

- 市民と四日市市がともにまちづくりを進めていくために情報の共有化や適切な役割分担は欠かせない。そこで情報の公開、発信を行い、市民がまちづくりに参画しやすい環境づくりを行い、インターネット等を活用しながらまちづくりに関する情報を発信する。
- 市民やNPOのまちづくり活動と連携した取り組みを進めるとともに、まちづくりが総合的に進められる四日市市の組織体制を整える。
- 公共施設の建設に際しては、コストの削減に取り組み適切な事業評価を行う。
- 投資効果の向上のため、関係する行政分野間の施策の連携に努め、市民、企業、NPOとの連携による施策の充実など施設利用の促進にも努める。

## ＜四日市市文化振興ビジョン＞（平成17年3月発行）四日市市文化振興審議会

平成14年6月に四日市市文化振興条例が制定され、平成14年10月から施行された。その中に文化振興施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、文化の振興に関する基本計画（文化振興ビジョン）の策定が位置づけられている。そのビジョンの「文化振興の展開方向と望まれる施策」のひとつである「文化に関する情報の発信」の中で以下のことが掲げられている。

〔展開方向〕

四日市市では、市民の文化活動が盛んに行われている。また、市内には各地域の特色を醸し出す歴史的な景観や文化財などが多数所在している。そのことは文化を生かした特色ある地域づくりを推進し、個性的で活力ある四日市としての都市文化を創造していくためにたいへん重要な意味がある。しかし、四日市がときに「文化不毛の都市」との指摘を受けるのは、四日市における文化活動や文化財等の情報が市内に提供されたり、市外に発信されることが少ないことによるという面がある。このため、文化に関する情報を広く市内外に提供・発信することに努める。

〔望まれる施策〕

- 情報の一元化と提供システムの立ち上げ、発信拠点の確立
- 新聞、テレビなど報道機関の活用
- 四日市の文化情報の提供と発信

また、同じく基本目標のひとつである「文化を創造する環境づくり」の中で以下のことが掲げられている。

〔展開方向〕

四日市市全体の、あるいは各地域の特色を醸し出す歴史や景観を生かしたまちづくりが求められている。そのためには、歴史的町並み、天然記念物を含めた文化財の保護やその周辺の整備に取り組み、日常生活のなかで文化的な雰囲気を感じられるように、まちづくりの全ての施策に文化的な視点を取り入れることが重要である。なお、市民が文化活動を行うには、鑑賞の場及び日頃の活動の成果を発表する場が必要である。四日市市の文化施設としては、文化会館、茶室、図書館、博物館などの文化施設があるが、市民からは、中規模のホールや練習場の確保・新設の要望が寄せられている。これらの実現に向けて、中・長期的に取り組む必要があるが、当面は、小中学校等既存施設の活用のほか、公園等公共施設や空店舗、空倉庫などを工夫して、有効に活用することも併せて考えていく。

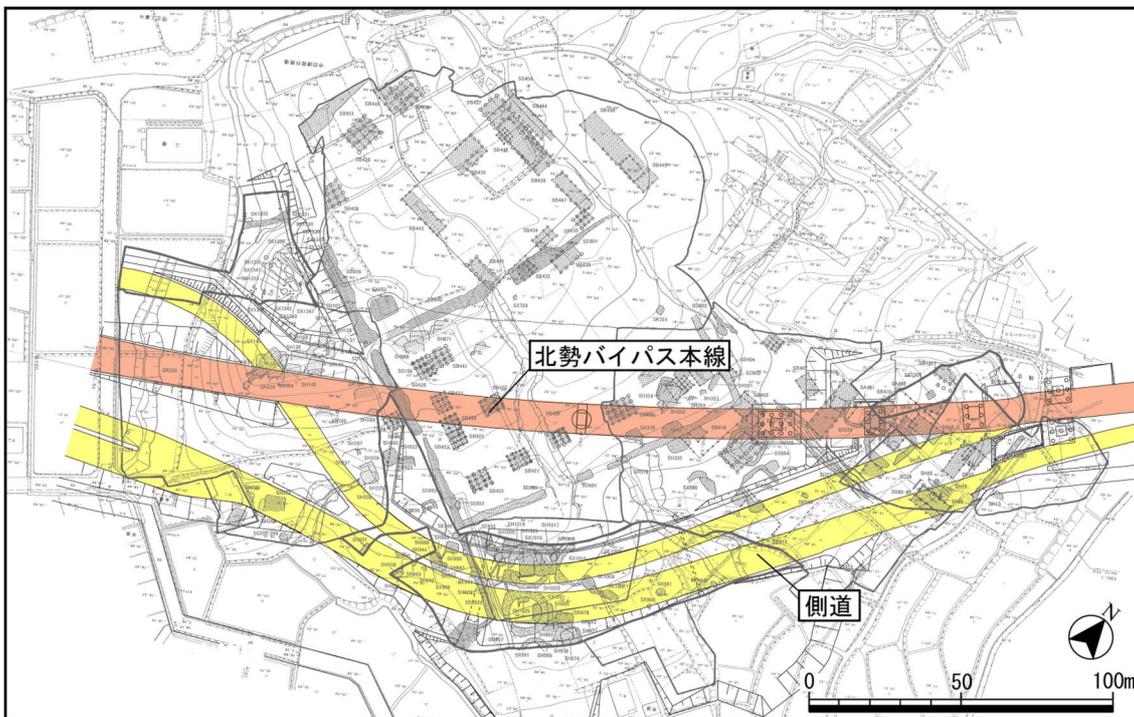
〔望まれる施策〕

- 歴史的景観の再発見と保全・活用に関する施策
- 都市景観整備の推進のための施策
- 文化の観点を、すべての行政施策に活かすシステムの構築
- 発表、練習の場としての既存公共施設の開放と民間既存施設の活用
- 中規模ホール等文化施設の新設
- 博物館、図書館、文化会館などの文化施設の連携の強化

#### <一般国道1号北勢バイパス建設計画>

久留倍官衙遺跡の発見の契機となった一般国道1号北勢バイパス建設が、本線は史跡を高架で跨ぎ、側道は史跡の南東側に迂回する形で進められている。久留倍官衙遺跡の保存を図るため、北勢バイパスの構造変更が平成16年度になされ、現在に至っている。

ここでは、上位関連計画のうち、久留倍官衙遺跡の保存並びに活用整備等に関連するものを示す。



北勢バイパス平面図

### (3) 歴史的環境

#### ①沿革

四日市市には、旧石器時代から人々が生活していたことが、宮蔵遺跡（山田町）、内戸谷B遺跡（美里町）などの遺跡から知ることができる。縄文時代には、一色山遺跡（堂ヶ山町）などに見られるように人々が一カ所に集住するようになった。弥生時代には、人々の集住化、定住化が進み大谷遺跡（生桑町）や西ヶ広遺跡（伊坂町）などの集落が形成された。古墳時代には、各所に古墳が築かれ、中でも志氏神社古墳（大宮町）は市内唯一の前方後円墳として知られている。

古代律令制度では、現在の市域は朝明郡（田光郷・杖部郷・額田郷・大金郷・豊田郷・訓覇郷）と三重郡（采女郷・河後郷・葦田郷・柴田郷・刑部郷）に属していた。三重郡には、日本武尊（倭建命）が東征の帰路に杖をつきながら越えたといわれる杖衝坂の伝承が、朝明郡には672年（天武天皇元）の壬申の乱のとき大海人皇子（後の天武天皇）が朝明郡迹太川（とほかわ）のほとりで天照大神を遥拝したことが記紀などの文献に見られる。また、740年（天平12）の聖武天皇東国（伊勢）行幸の際には、朝明郡に到るという記述が『続日本紀』に見られる。また、朝明郡に所在する久留倍官衙遺跡（大矢知町）の周辺には古代東海道も想定されている。このように、四日市市は古代からすでに街道沿いの拠点として重要視されていたことがうかがえる。7世紀末から8世紀前半には、三重郡に智積廃寺（智積町）が、朝明郡には縄生廃寺（三重郡朝日町）が造営されるようになり、やがて10世紀には上品寺所蔵の釈迦如来坐像（貝家町）などの仏像が造られるなど、仏教文化が浸透した。また、『多度神宮寺伽藍縁起并資財帳』によれば、条里制はほぼ整い、荘園が市内にも広がりつつあることがわかる。

平安時代末期になると、武士による支配体制が形成され、律令体制が崩壊していった。中でも清和源氏、桓武平氏の両家が武士の棟梁として全国各地に支配を拡大していった。伊勢国では国司平維衡以来、平氏の地盤として支配体制は強固となり、鎌倉幕府や室町幕府は將軍の被官を北伊勢に配置した。市内には、茂福城（茂福町）や赤堀城（赤堀町）をはじめとする多数の中世城館が築かれた。また、1473年（文明5）の『外宮庁宣案』には「四ヶ市庭浦」の地名が見られる。

戦国時代には、織田信長の伊勢侵攻によりその支配下に入ったが、信長没後は織田信雄を経て、豊臣秀吉による支配を受けることとなった。

江戸時代には、市場町・湊町としての四日市に、東海道の宿場町、陣屋・代官所の町としての顔が加わった。また、後期から幕末にかけては、菜種油や肥料の生産や取引が行われていた。江戸時代における市域の支配体制は変遷するが、朝明郡は桑名藩・幕府領・忍藩などの支配を、三重郡は幕府領・大和郡山藩・桑名藩・津藩・亀山藩・菟野藩をはじめとする諸藩の支配を受けた。幕藩体制のもと、両郡とも幕府領の時期があった。

明治になると四日市港の修築がなされ、生糸や綿紡績等の繊維工業が行われていた。また、鉄道網の整備も着手された。大正から昭和にかけて四日市への機械工業や化学工業の進出が相次ぎ、商工業都市となった。1897年（明治30）に市制を施行し、1930年（昭和5）に塩浜、海蔵の両村を合併して以来、合併や編入を繰り返して市域を拡大し、2005年（平成17）2月7日に隣接する楠町と合併して現在の市域となった。昭和30年代以降、石油化学工場等の進出によって公害が発生し社会問題化した。現在は環境浄化に努めており、自然と文化そして産業の調和を目指したまちづくりが進められている。

## ② 指定文化財

古い歴史を有する四日市市には数多くの指定文化財があり、平成18年度現在、国指定が19件、県指定が31件、市指定が55件となっている。

### 指定文化財一覧

種類別・指定別		国指定	県指定	市指定
有形文化財	建造物	2件	—	5件
	絵画	—	5件	2件
	彫刻	3件	9件	7件
	工芸品	1件	5件	2件
	書跡	—	1件	5件
	考古資料	—	1件	4件
無形文化財	工芸技術	—	—	2件
民俗文化財	有形	—	3件	4件
	無形	1件	—	12件
選択保存		1件	—	—
記念物	史跡	1件	6件	10件
	天然記念物	3件	1件	2件
登録有形文化財	建造物	7件	—	—
合計		19件	31件	55件

※地域を定めず指定されている国指定特別天然記念物カモシカを除く。

(旧)重要美術品等ノ保存ニ関スル法律で認定を受けている文化財を除く。

### 国指定文化財

種別	No.	名称	時代	所在地・所有者(管理者)
有形文化財	建造物	1 四日市旧港港湾施設	1893・1894年(明治26・27)	港地区・稲葉町、高砂町 四日市市
		2 末広橋梁(旧四日市港駅鉄道橋)	1931年(昭和6)	港地区・千歳町、浜田地区・末広町間 日本貨物鉄道(株)他
	彫刻	3 慈恵大師坐像	1351年(観応2)	大矢知地区・垂坂町 観音寺
		4 不動明王立像	平安時代	日永地区・日永二丁目 大聖院
		5 阿弥陀如来立像と像内納入文書	鎌倉時代	富田地区・南富田町 善教寺
	工芸品	6 十六間四方白星兜鉢	鎌倉時代	浜田地区・鶴の森一丁目 鶴森神社
記念物	史跡	7 久留倍官衙遺跡	古代	大矢知地区・大矢知町 国土交通省
	天然記念物	8 東阿倉川イヌナシ自生地	—	海蔵地区・大字東阿倉川 四日市市
		9 西阿倉川アイナシ自生地	—	海蔵地区・大字西阿倉川 四日市市
		10 御池沼沢植物群落	—	三重地区・西坂部町 四日市市
民俗文化財	無形	11 鳥出神社の鯨船行事	—	富田地区・東富田町ほか 富田鯨船保存連合会
	選択保存	12 北勢・熊野の鯨船行事	—	富田・港・塩浜・楠地区 各鯨船山車保存会
登録有形文化財	建造物	13 旧東洋紡績株式会社富田工場原綿倉庫	1917年(大正6)	富洲原地区・富洲原町 三菱UFJ信託銀行(株)
		14 旧四日市市立図書館	1929年(昭和4)	浜田地区・諏訪栄町 四日市市
		15 宮崎本店事務所	昭和初期	楠地区・楠町 株式会社宮崎本店
		16 宮崎本店貯蔵庫A棟	昭和初期	
		17 宮崎本店第4倉庫	昭和初期	
		18 宮崎本店第8倉庫	昭和初期	
		19 宮崎本店貯蔵庫	昭和初期	

県指定文化財

種 別	No.	名 称	時 代	所在地・所有者（管理者）	
有形文化財	絵画	20	仏涅槃図	南北朝時代	大樹寺
		21	真源大沢禪師像	室町時代	四日市市立博物館
		22	禪源大済禪師像	室町時代	
		23	仏涅槃図	1561年（永禄4）	大矢知地区・垂坂町 観音寺
		24	絹本着色釈迦三尊十六善神像	鎌倉時代	日永地区・日永二丁目 大聖院
	彫刻	25	地藏菩薩坐像	鎌倉時代	羽津地区・羽津山町 正法寺
		26	誕生釈迦仏立像	平安時代	大矢知地区・垂坂町 観音寺
		27	地藏菩薩坐像	鎌倉時代	
		28	阿弥陀如来坐像	平安時代	四郷地区・西日野町 顕正寺
		29	仏頭	平安時代	四郷地区・西日野町 顕正寺
		30	毘沙門天立像	鎌倉時代	三重地区・生桑町 千福寺
		31	薬師如来立像	平安時代	大矢知地区・垂坂町 観音寺
		32	如意輪観音坐像	平安時代	日永地区・大字六呂見 観音寺
		33	木造阿弥陀如来立像 附像内納入文書1巻19枚	鎌倉時代	富洲原地区区・富田一色町 龍泉寺
	工芸品	34	太刀（銘一永仁四年七月）	鎌倉時代	共同地区・中部
		35	陶製灯籠（萬延元年射和萬古製）	1860年（万延元）	四日市市 四日市市文化会館
		36	林コレクション萬古焼	江戸時代中期～末期	四日市市
		37	短刀 銘 藤正	室町時代	四日市市立博物館
		38	槍 銘 雲林院住包治	室町時代	
	書跡	39	大般若経（120帖）	平安～鎌倉時代	大樹寺 四日市市立博物館
考古資料	40	銅鐸	弥生時代	菟上耳利神社 四日市市立博物館	
民俗文化財	有形	41	蝙蝠堂民俗玩具	—	富田地区・富田一丁目
		42	鯨船山車	—	港地区・南納屋町 南納屋町鯨船山車明神丸保存会
		43	大入道山車	1805年（文化2）	港地区・中納屋町 中納屋町大入道保存会
記念物	史跡	44	富田の一里塚跡	—	富田地区・富田三丁目 富田文化財保存会
		45	日永の追分	—	日永地区・追分三丁目 四日市市日永連合自治会
		46	日永の一里塚跡	—	日永地区・日永五丁目 四日市市
		47	天武天皇迹太川御遥拝所跡	—	大矢知地区・大矢知町 四日市市大矢知町斎宮自治会
		48	伊勢安国寺跡	平安時代	四郷地区・西日野町 四日市市西日野自治会
		49	広古墳A群	古墳時代	下野地区・大鐘町 四日市市
	天然記念物	50	川島町のシデコブシ群落	—	川島地区・川島町 田中市弥・鈴木之助・桂山正

市指定文化財(1)

種 別	No.	名 称	時 代	所在地・所有者(管理者)	
有形文化財	建造物	51	観音寺山門	江戸時代	大矢知地区・垂坂町 観音寺
		52	龍王山宝性寺	江戸時代	大矢知地区・蒔田二丁目 四日市市蒔田町第一自治会
		53	旧四日市市役所四郷出張所(四郷村役場)	1921年(大正10)	四郷地区・西日野町 四日市市
		54	顕正寺山門	1876年(明治9)移築	四郷地区・西日野町 顕正寺
		55	旧庄屋岡田邸	江戸時代	楠地区・楠町 四日市市
	絵画	56	広山和尚像	江戸時代	大樹寺 四日市市立博物館
		57	仏涅槃図	室町時代	建福寺 四日市市立博物館
	彫刻	58	薬師如来坐像	鎌倉時代	日永地区・日永四丁目 薬師寺
		59	大日如来坐像	平安時代	神前地区・寺方町 大日寺
		60	地藏菩薩坐像	平安時代	塩浜地区・馳出町一丁目 地藏堂
		61	釈迦如来坐像	鎌倉時代	小山田地区・六名町 光輪寺
		62	釈迦如来坐像	平安時代	内部地区・貝塚町 上品寺
		63	釈迦如来坐像	鎌倉時代	小山田地区・山田町(暁覚寺) 釈迦如来坐像・十一面観音菩薩 立像保存会
		64	十一面観音菩薩立像	平安時代	小山田地区・山田町(安性寺) 釈迦如来坐像・十一面観音菩薩 立像保存会
工芸品	65	(志野焼) 狛犬	江戸時代	羽津地区・大宮町 志兵衛神社	
	66	古萬古赤絵斗鶏文雪輪手鉢 古萬古赤絵龍文大鉢 古萬古灰釉鶴亀陽刻文茶碗	江戸時代	共同地区・中部	
書跡	67	羽津・阿倉川土地紛争の判決文書	江戸時代	浜田地区・安島一丁目 四日市市立博物館	
	68	水沢・堂ヶ山野境紛争の判決文書	江戸時代	小山田地区・堂ヶ山町 四日市市堂ヶ山町自治会	
	69	六名町古文書	江戸時代	四日市市六名町自治会 四日市市立博物館	
	70	井島文庫	江戸時代	浜田地区・安島一丁目	
	71	古文書	江戸時代	四日市市立博物館	
考古資料	72	志兵衛神社古墳出土品	古墳時代	羽津地区・大宮町 志兵衛神社	
	73	茶白山古墳群出土品(須恵器群・埴輪群)一括	古墳時代	四日市市教育委員会 文化財整理作業所	
	74	御池古墳群出土品(装飾須恵器・特殊須恵器)一括	古墳時代	四日市市教育委員会 文化財整理作業所 四日市市立博物館	
	75	装飾須恵器台付三連壺(北中寺遺跡出土)	古墳時代	四日市市教育委員会 文化財整理作業所	
無形文化財	工芸技術	76	四日市萬古焼	—	[保持団体] 橋北地区・京町 四日市萬古焼伝統技術保存会
		77	四日市萬古焼(手ろくろ成形)	—	[保持者] 富田地区・茂福町 伊藤 敏(号美月)

## 市指定文化財(2)

種別	No.	名称	時代	所在地・所有者(管理者)	
民俗文化財	有形	78	椿岸神社獅子頭	1509年(永正6)	桜地区・智積町 椿岸神社
		79	算額	江戸時代	川島地区・川島町 神明神社
		80	四日市蕉風連中奉納歌仙額	1738年(元文3)	大矢知地区・垂坂町 観音寺
		81	奉納御座船模型	—	富田地区・富田2丁目 鳥出神社
	無形	82	大念仏	—	四郷地区・東日野町・西日野町 大念仏東日野・西日野保存会
		83	つんつくおどり	—	日永地区・日永一丁目 日永つんつく踊り保存会
		84	お諏訪おどり	—	水沢地区・水沢町 お諏訪踊り保存会
		85	北野町獅子舞	—	県地区・北野町 北野町獅子舞保存会
		86	御館獅子舞	—	三重地区・西坂部 御館獅子舞保存会
		87	市場町獅子舞	—	保々地区・市場町 市場町獅子舞保存会
		88	大名行列	—	共同地区・元町 奴会
		89	椿岸神社獅子舞	—	桜地区・智積町 椿岸神社獅子舞保存会
		90	磯津の鯨船行事	—	塩浜地区・大字塩浜 磯津鯨船保存会
		91	立阪神社獅子舞	—	大矢知地区・垂坂町 立阪神社獅子舞保存会
		92	生桑長松神社の大鏡餅神事	—	三重地区・生桑町 生桑町自治会
93	南楠鯨船行事	—	楠地区・楠町 南楠鯨船保存会		
記念物	史跡	94	志忌神社古墳	古墳時代	羽津地区・大宮町 志忌神社
		95	大膳寺跡	平安時代	羽津地区・南いかるが町 四日市市
		96	浜田城跡	室町時代	浜田地区・鶴の森一丁目 四日市市
		97	経塚公園	—	下野地区・北山町 四日市市北山町自治会
		98	万葉史跡と聖武天皇社	—	富洲原地区・松原町 聖武天皇社
		99	羽津城跡	室町時代	羽津地区・羽津山町 四日市市
		100	泗水の井戸	—	共同地区・北町 建福寺
		101	茂福城跡	—	富田地区・茂福町 四日市市
		102	富田一本松	樹齢700年	富田地区・東富田町 富田文化財保存会
		103	冠山茶の木原	—	水沢地区・水沢町 四日市市 冠山茶の木原保存会
	天然記念物	104	大樟	樹齢800年	小山田地区・堂ヶ山町 神明社氏子総代
		105	桜町シデコブシ群落	—	桜地区・桜町

## 第2章 久留倍官衙遺跡の概要

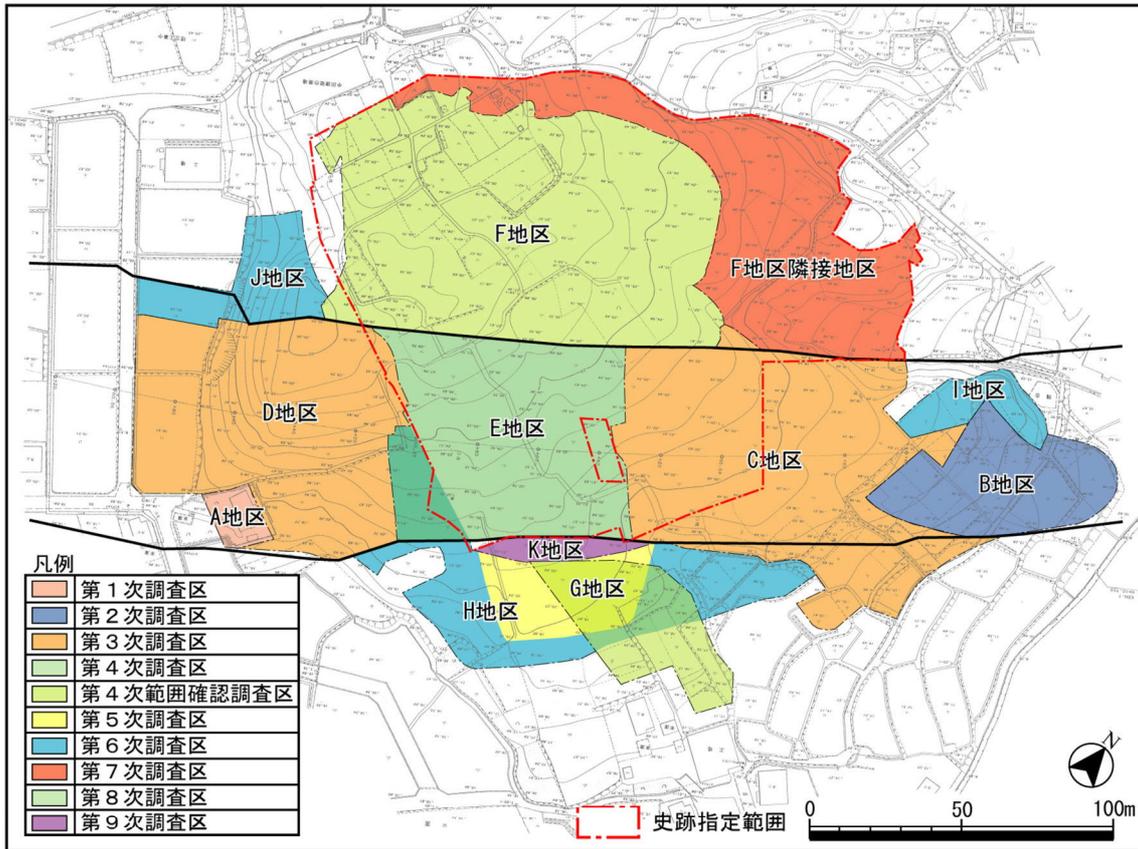
### (1) 調査の経緯

久留倍官衙遺跡では、北勢バイパスの整備に伴う事前の発掘調査を、国土交通省中部地方整備局から四日市市への委託によって平成11～17年度に第1次～第6次調査として実施した。また、平成17～18年度には、整備のための学術調査を第7～8次調査として実施し、平成18年度には、連絡地下道整備に伴う事前調査として第9次調査を実施した。

調査の経過は、下表のとおりである。

調査経過一覧表

調査年度	調査年次	地区名	面積 (㎡)	主な遺構	場所
平成11年度	第1次	A地区	270	弥生時代中期－竪穴住居1棟	遺跡の南端部分 (丘陵斜面)
平成13年度	第2次	B地区	2,300	弥生時代後期－方形周溝墓1基 飛鳥～奈良時代－竪穴住居4棟・掘立柱建物5棟・柱列1列	遺跡の北東隅部分 (丘陵裾部)
平成14年度	第3次	C地区	6,000	弥生時代中期～後期－竪穴住居8棟・方形周溝墓5基・谷 飛鳥～奈良時代－竪穴住居5棟・掘立柱建物17棟・区画溝1条	B地区の南西側 (丘陵斜面)
		D地区	6,600	弥生時代中期－竪穴住居1棟 弥生時代中期～古墳時代前期－流路 古墳時代－竪穴住居24棟以上・木棺墓1基・古墳1基 中世－井戸2基・火葬墓1基	遺跡南端の丘陵及び 水田部分(丘陵斜面)
平成15年度	第4次	E地区	4,800	弥生時代後期～古墳時代前期－竪穴住居15棟以上・土坑 飛鳥～奈良時代－掘立柱建物16棟以上・竪穴住居1棟・区画溝 中世－溝・井戸・土坑	C地区とD地区の間 (丘陵斜面)
		F地区	8,890 範囲確認調査 (検出のみ)	飛鳥～奈良時代－掘立柱建物22棟以上・溝3条・柱穴	E地区の西側 (丘陵頂部平坦面)
		G地区	1,810 範囲確認調査 (検出のみ)	弥生時代－方形周溝墓3基 時期不明－竪穴住居・土坑	E地区の東側 (丘陵裾部)
平成16年度	第5次	G地区	1,200	弥生時代中期～後期－竪穴住居10数棟 古墳時代後期－古墳周溝3基 平安時代－井戸1基	E地区の東側 (丘陵裾部)
平成17年度	第6次	E G H 地区	3,010	弥生時代中期～後期－竪穴住居10数棟 古墳時代後期－古墳周溝1基 飛鳥時代－竪穴住居2棟 奈良時代－井戸3基 平安時代後期～鎌倉時代初頭－中世墓1基	E地区の東側 (丘陵裾部)
		I地区	1,050	飛鳥～奈良時代－掘立柱建物1棟・柵列1条 中世－土坑数基	B地区とC地区の間 (丘陵裾部)
		J地区	1,280	古墳時代前期－流路1条 中世－溝1条・墓8基	遺跡の最高所 (丘陵頂部)
		裾部部分 (E地区)	190	中世－井戸1基・土坑	E地区の中央 (丘陵斜面)
	第7次	F地区隣接地区	600 トレンチ調査	古墳時代－古墳周溝 時期不明－掘立柱建物・竪穴住居・溝・土坑	F地区の北側 (丘陵尾根・谷部分)
平成18年度	第8次	F地区	2,150	飛鳥～奈良時代－掘立柱建物・溝	E地区の西側 (丘陵頂部平坦面)
	第9次	K地区	226	弥生時代中期～後期－竪穴住居約10棟、溝、土坑 中世－溝	E地区とG地区の間 (丘陵裾部)



調査箇所図

遺構写真



全 景



正倉跡

< 関連文献 >

- ・ 四日市市教育委員会『一般国道1号北勢バイパス埋蔵文化財発掘調査概報』VI~IX、2001~2006
- ・ 四日市市教育委員会『久留倍遺跡範囲確認発掘調査報告書』2006
- ・ 服部芳人「久留倍遺跡の調査一東を向く官衙―」文化庁文化財部監修『月刊文化財 平成17年4月号』、第一法規株式会社、2005
- ・ 服部芳人「文化財レポート 古代官衙久留倍遺跡の発見と意義」日本歴史学会編集『日本歴史 2005年6月号』、吉川弘文館、2005

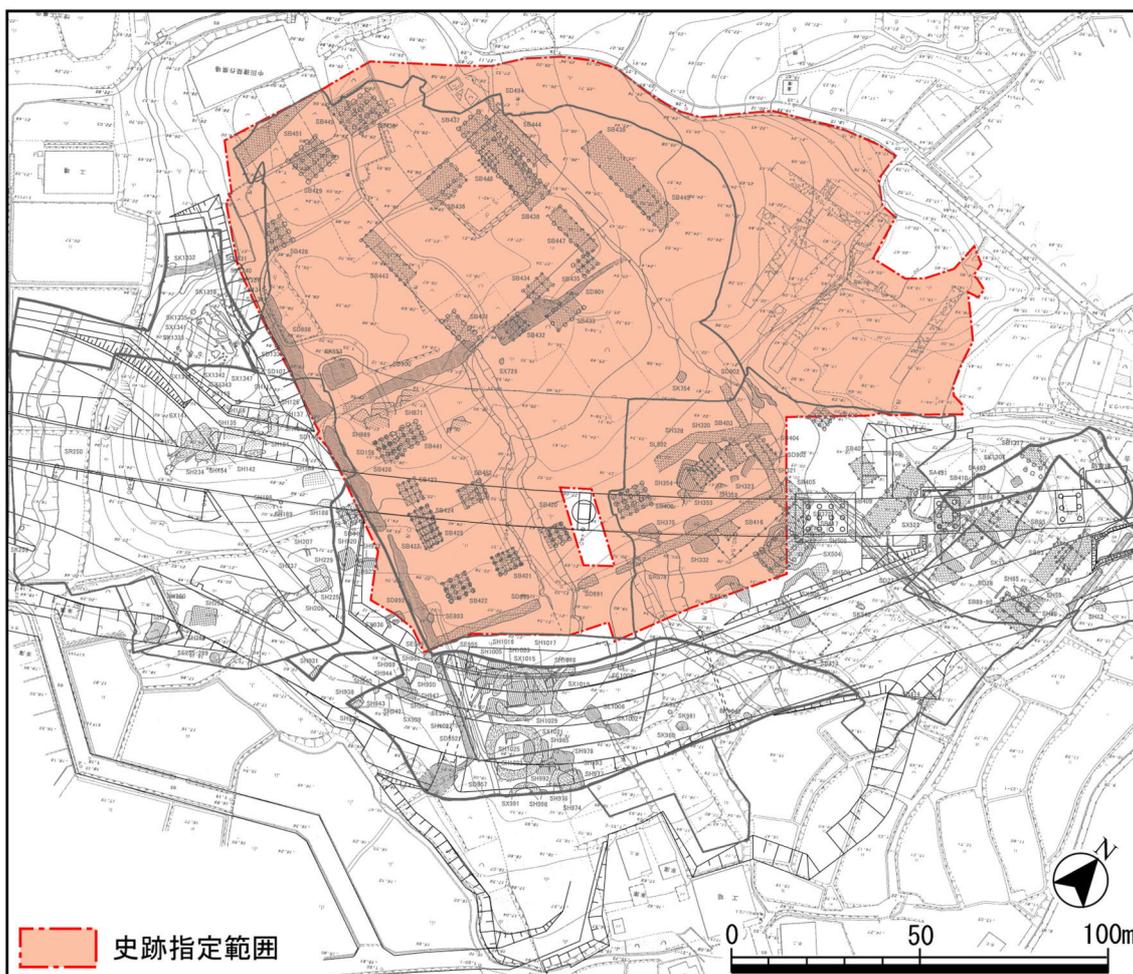
## (2) 指定状況

1	名称	くるべかんがいせき 久留倍官衙遺跡
2	種別	史跡
3	所在地	四日市市大矢知町字矢内谷2154番地 外161筆、道路敷
4	面積	21,450.51㎡
5	指定年月日	2006年(平成18)7月28日
6	所有者関係の概要	国有地 21,450.51㎡(占有地32.80㎡を含む)
7	管理団体	四日市市
8	指定理由	

四日市市北部の、朝明川と海蔵川とに挟まれた丘陵の東先端部に位置する古代の官衙遺跡。多数の掘立柱建物を検出し、官衙の政庁や正倉院であることが判明した。検出した遺構は大きくⅠ期からⅢ期に分けられ、Ⅰ期は政庁、Ⅱ期は長大な東西棟建物群、Ⅲ期は正倉院と、時期によって異なった構成を示す。中でもⅠ期とⅢ期の建物群は東を正面とする特徴をもつ。年代は不明な点もあるが、少なくともⅢ期は8世紀後半に機能していたものと考えられ、Ⅰ期の成立は7世紀代に遡る可能性もある。

久留倍官衙遺跡は官衙の政庁や正倉院等が時期ごとに場所を違えて展開するもので、その構造や規模からみて古代伊勢国朝明郡衙跡である可能性が高い。壬申の乱の際に大海人皇子が朝明郡衙に立ち寄ったことが知られており、本遺跡との関係が注目される。

久留倍官衙遺跡は政庁、正倉院等が明瞭に把握でき、その変遷が判明する点で貴重である。また、古代国家の地方支配体制の成立、展開過程における官衙の在り方を具体的に示すものとして極めて貴重である。



史跡指定範囲図

### (3) 遺構の概要

久留倍官衙遺跡は弥生時代から中世にかけての複合遺跡で、東方に伊勢湾を望む標高約30mの丘陵のほぼ全体が遺跡となっている。特に古代に関しては、丘陵上部平坦面では正殿・脇殿・八脚門などを備える東を向く政庁や、東西棟の長大な掘立柱建物群、丘陵東斜面では区画溝で圍繞された正倉院、丘陵北東側の裾部では官衙関連施設と考えられる多くの建物群を検出した。

史跡指定時には、Ⅰ期からⅢ期までの3期に区分し、さらにⅡ期を2小期、Ⅲ期を3小期に細分して計6時期の変遷をたどると考えた。しかし、丘陵上部平坦面では範囲確認調査にとどめ、詳細な遺構精査や柱跡等の掘削を行っていないため、これらの建物跡の正確な変遷や年代の確定には至っていない。そこで、史跡整備にはより詳細な調査を行う必要があり、平成18年度に丘陵上部平坦面の遺構群の一部について学術調査を行った。その結果、建て替えのある建物が新たに判明するなどの成果があり、いくつかの変遷試案が考えられる可能性がでてきた。

ここでは、改めて掘立柱建物掘方の規模や重複関係などを基準にして建物の組み合わせを推定し、遺構配置の様相などから、4つの変遷試案の概略を提示しておきたい。

A案は、2期変遷であると考え。Ⅰ期を朝明郡内に所在した東向きの政庁空間を有する官衙遺構（朝明郡衙※<sup>1</sup>、郡衙支所、駅家、その他特殊な官衙）、Ⅱ期を正倉院（別院）に関する施設と推定した。

B案は、3期変遷であるが、遺構の性格からは大きくは2期変遷と考える。Ⅰ期を官衙遺構（朝明郡衙、郡衙支所、駅家、その他特殊な官衙）、Ⅱ・Ⅲ期は正倉院（別院）に関する施設と推定したが、圍繞溝を伴わない時期をⅡ期、圍繞溝を伴う時期をⅢ期として区分した。

【A案】 Ⅰ期は、丘陵上部平坦面に政庁が設けられた時期である。政庁は、建て替えや門の位置によってさらに3小期に細分される。Ⅰ-①期とⅠ-②期の政庁は、正殿、後脇殿、前脇殿、楼風の総柱建物、2間×4間の門で構成される。全ての建物に建て替えが認められるわけではないため、この2小期間の建物の消長については今後の課題である。Ⅰ-③期の政庁は、正殿、八脚門で構成される。前脇殿は無くなる。後脇殿については存続しているか否か検討が必要である。東側丘陵裾部には、倉庫や官舎が存在していたとみられる。

Ⅱ期は、倉庫群が設けられた時期である。東側丘陵斜面部にはやや小ぶりの穎倉を主体とした総柱高床倉庫群、丘陵上部平坦面北寄りには長大な東西棟の穎屋、西寄りには大型の穀倉とみられる高床倉庫を配する。これらの倉庫は周囲を圍繞する溝に沿う形で造営されている。この倉庫群は、建て替えの様相等から3小期に細分できるが、圍繞溝外側の高床倉庫や屋、倉院を二分割するような位置にある溝の造営時期など、今後の検討が必要である。東側丘陵裾部にはこの時期にも官舎群が設けられていた可能性がある。

【B案】 Ⅰ期は、A案と同様に、政庁が設けられた時期であるが、政庁は正殿・後脇殿・八脚門で構成されると考える。この政庁は、建て替えによってさらに2小期に細分される。しかし、全ての建物に建て替えが認められるわけではないため、2小期間の建物の消長については今後の課題である。

Ⅱ・Ⅲ期は、倉庫群の営まれた時期であるが、圍繞溝を伴わない時期をⅡ期、圍繞溝を伴う時期をⅢ期として区分した。また、東西棟の長大な掘立柱建物群（SB437・SB438）を倉庫の屋として考えた場合、出現の時期をⅡ期に求めるか、Ⅲ期に求めるかによっても変遷案は分かれる。Ⅱ期は建て替えによってさらに2小期に、Ⅲ期は3小期に細分できる。

C案・D案は、いずれも3期変遷であると考える。I期を官衙遺構（朝明駅家、朝明郡衙、その他特殊な官衙）、II期を聖武天皇の東国（伊勢）行幸時に用いた朝明頓宮、III期を正倉院（別院）に係る施設と推定した。I期は古代東海道を東段丘崖下に推定できれば、楼閣の付属などから駅家の可能性が高くなる。

【C案】 I期は、左右脇殿の掘方の大小（切り合い関係）から2小期に細分される（正殿・八脚門は建て替えられない）。八脚門左前方に楼閣、正殿後方に総柱建物（倉庫群）の付随する可能性がある。東官衙区（丘陵裾部）に大小の建物群を付随させ、政庁の諸機能を補助する官司が付随した。

II期は遺跡最大級の掘方を有するSB437を正殿とし、その前に広い空間を配する特殊な施設配置の時期である。

III期は切り合い関係から3小期認められるが、基本的に総柱建物で構成された倉庫群である。SB432・428他の倉庫がいつの時期かは不明である。或いは倉庫群を囲繞する壕の外に建物が飛び出す時期かもしれない。

【D案】 I期は建て替えにより3小期に分けられる。I-①期は大型の掘方の建物のみで構成される。正殿は3小期を通じて存在した可能性がある。正殿の背後に倉庫、SB433の北西に楼閣状の建物SB435を伴う。I-③期目に建物配置が大きく変えられ、規模は縮小するが八脚門を中心に柵列で囲繞され、機能変化のあった可能性もある。

II期は超大型の掘方を持つSB437のみ（その他は全て撤去され広場と化す）で構成され、段の東側に小規模な建物群が各段毎に展開する。

III期は3小期に細分され、基本的に倉庫群である。壕で囲繞された空間の北側に若干の建物群を伴う。

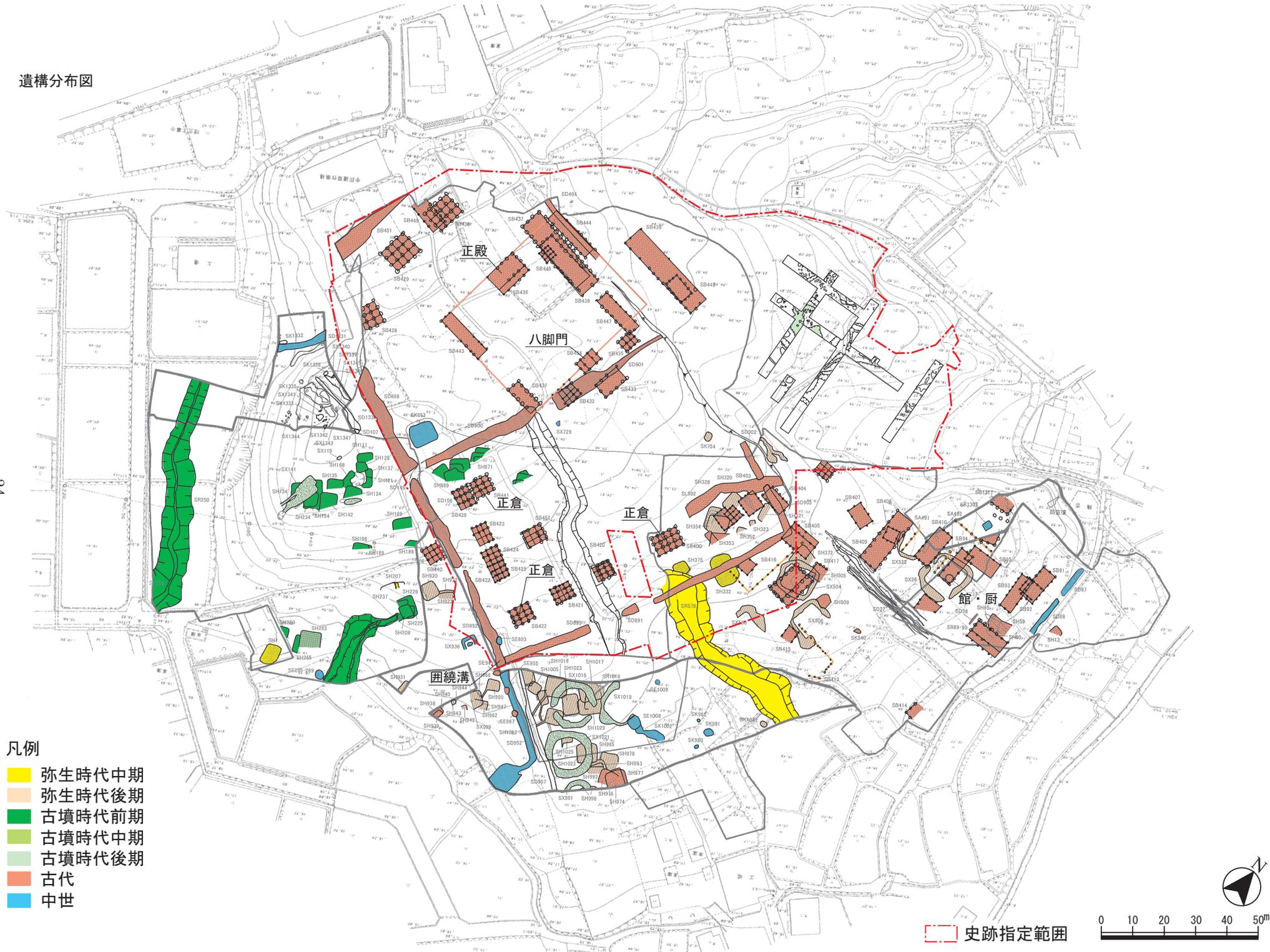
以上のように、いくつかの変遷案が考えられるが、I期については、政庁構造の把握の仕方などに違いはあるものの、いずれも朝明郡内に所在した東向きの政庁を伴う官衙遺構とみる点では一致しており、倉庫群が造営されたII期（A・B案）またはIII期（B・C・D案）は、正倉院（別院）やそれに係る施設であるとする点でもほぼ共通している。I期官衙の性格については、朝明郡衙、郡衙支所、駅家、その他の特殊な官衙などが考えられる。A・B案とC・D案では、その次の段階の長大な建物SB437などをどう位置づけるかで大きく異なる。A・B案では、この長大な建物を正倉院（別院）を構成する屋と考え、C・D案では、独自のII期として把握し、朝明頓宮に係る施設と推定する。このように、遺跡の評価には大きく異なる点があり、今回調査した建物以外の成果によっては、別の変遷案が成立する余地もあり、今後検討すべき課題が残されている。

しかしながら、久留倍官衙遺跡は、地方官衙の変遷をたどることのできる貴重な官衙遺跡であることには違いがない。そのうえ、八脚門を備え、東を正面とする政庁は、全国的にも希少な事例であり、このことは久留倍官衙遺跡の大きな特徴であるといえる。また、久留倍官衙遺跡が所在する伊勢国朝明郡には、672年（天武天皇元）の壬申の乱や740年（天平12）の聖武天皇東国（伊勢）行幸に関わる記事が『日本書紀』『続日本紀』にあり、これらの歴史と久留倍官衙遺跡とは密接に結びつく可能性があり、日本古代史を考える上で非常に重要な遺跡といえる。

#### 【註】

※1 政庁については8世紀を中心とした時期を想定しているが、それよりも溯り「評衙」であった可能性も残されている。

遺構分布図

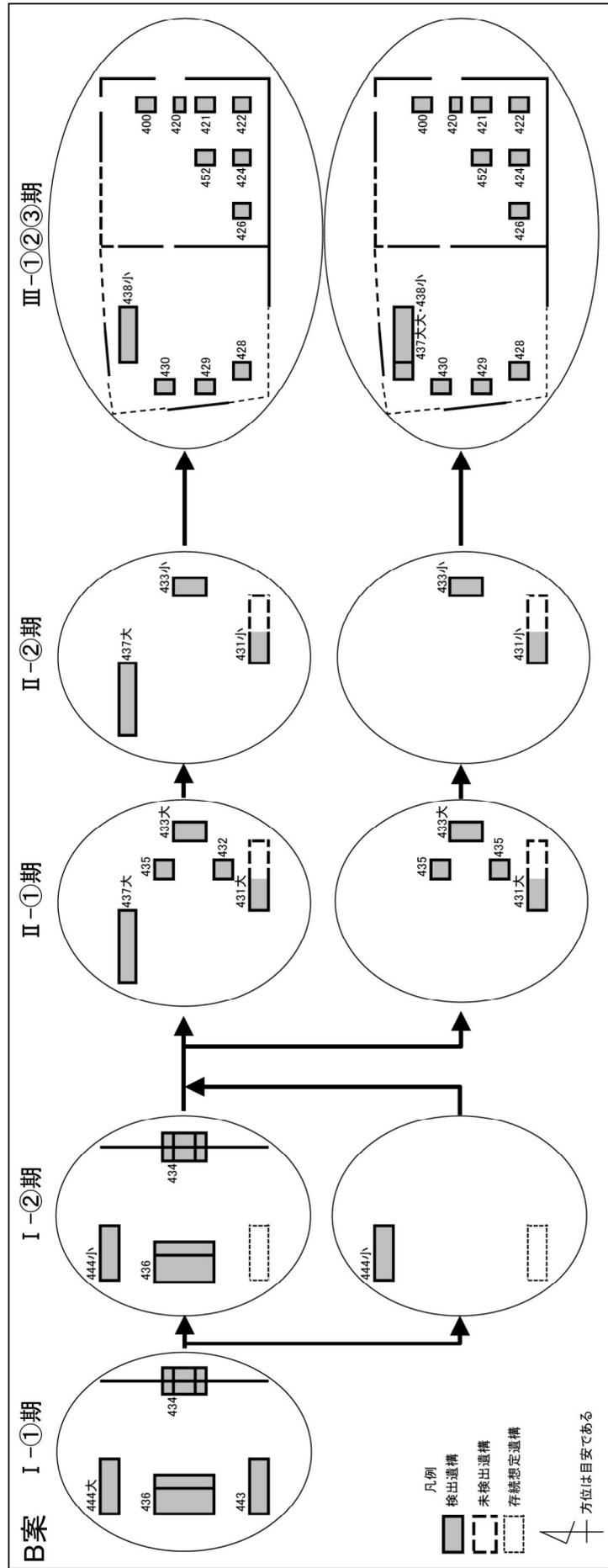
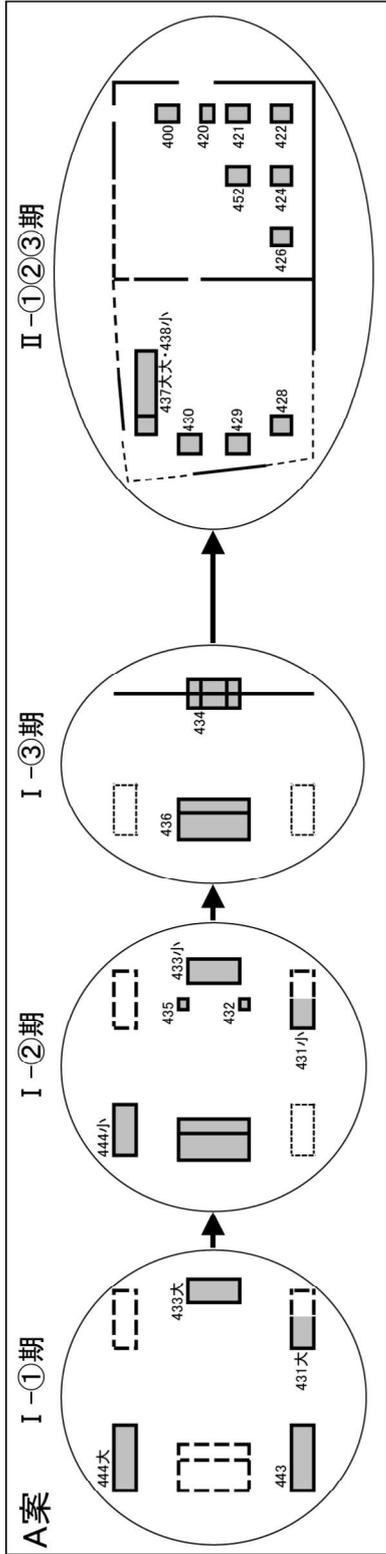


凡例

- 弥生時代中期
- 弥生時代後期
- 古墳時代前期
- 古墳時代中期
- 古墳時代後期
- 古代
- 中世

史跡指定範囲





凡例

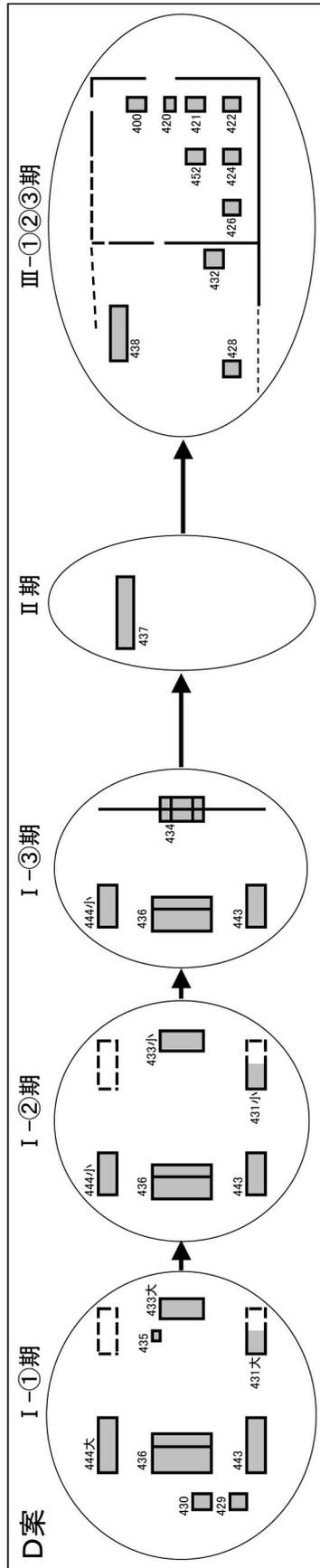
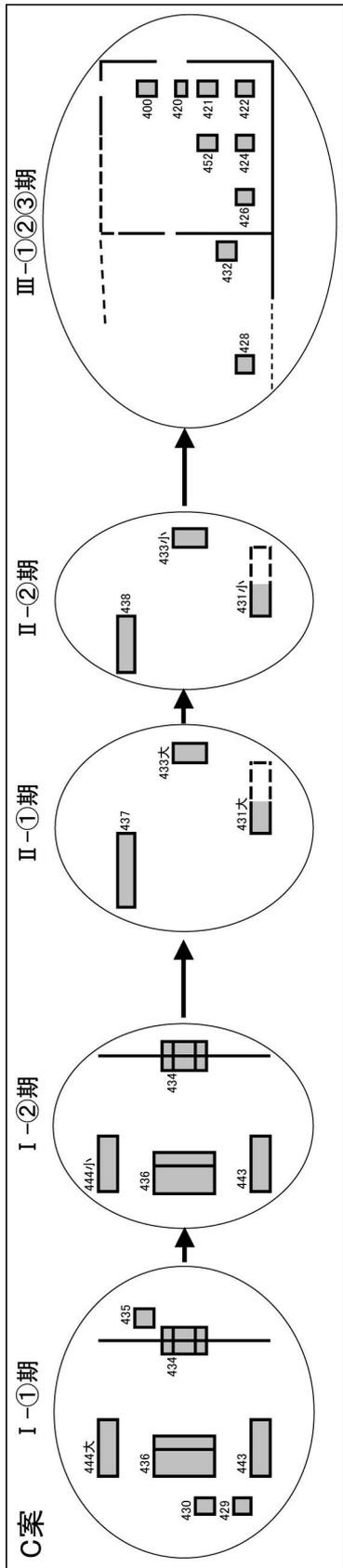
■ 検出選構

□ 未検出選構

□ 存続想定選構

4

方位は目安である



凡例

■ 検出遺構

□ 未検出遺構

□ 存続想定遺構

4 方位は目安である

## (4) 久留倍官衙遺跡周辺の状況

### ①久留倍官衙遺跡周辺の関連文化財

#### (ア) 天武天皇迹太川御遥拝所跡

『日本書紀』には672年(天武天皇元)に起こった壬申の乱の際、大海人皇子が吉野を離れて伊賀に入り、鈴鹿から三重郡家に進み、さらに朝明郡迹太川のほとりで天照大神を遥拝したと記されており、当地がその場所にあたると伝承されている。1866年(慶応2)に造立された石灯籠には「天武天皇呪志の御松 斎宮」とあり、傍らには近年まで松の古木があったが現在はマツクイムシの被害にあって枯死してしまい、その跡に木が植えられている。

#### (イ) 万葉史跡と聖武天皇社

『続日本紀』によると聖武天皇は740年(天平12)に伊勢・伊賀国を行幸し、11月23日に朝明郡に到着したとされる。この地が聖武天皇の朝明頓宮に推定されており、1227年(安貞元)に聖武天皇社が建立された。

神社の境内には聖武天皇の歌碑があり、「妹に恋ひ 吾の松原みわたせば 潮干の潟に鶴鳴き渡る」(万葉集)という歌が刻まれている。

#### (ウ) 長倉神社

延喜式内社であるが、由緒などについては記録が無く不明である。江戸時代には大矢知村の産神で八幡と称されていた。久留倍官衙遺跡とも近く、名前に「倉」の字が含まれることから久留倍官衙遺跡の正倉との関連を想起させる。

#### (エ) 桜神社跡

由緒等不詳。1908年(明治41)11月に長倉神社に合祀された。現在は長倉神社から南西へ500mの地点に「式内社桜神社」の碑が立っている。この神社も長倉神社と同様に「クラ」の音を含むことから久留倍官衙遺跡の正倉との関連を想起させる神社である。

#### (オ) 天武天皇糠塚山遥拝所跡

天武天皇迹太川御遥拝所跡とともに、壬申の乱において天武天皇が天照大神を遥拝したと伝えられる場所である。標高約80mの糠塚山の頂上に位置している。

### 現況写真



(ア) 天武天皇迹太川御遥拝所跡



(イ) 万葉史跡と聖武天皇社



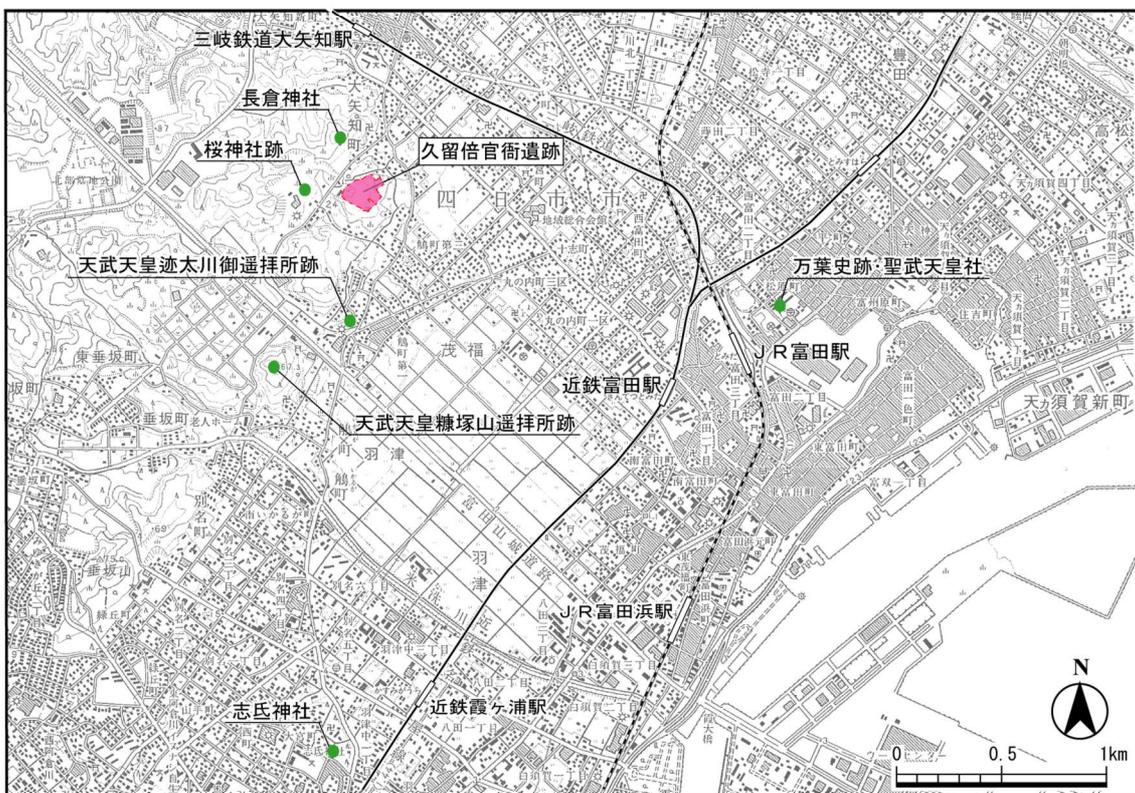
(ウ) 長倉神社



(工) 桜神社跡



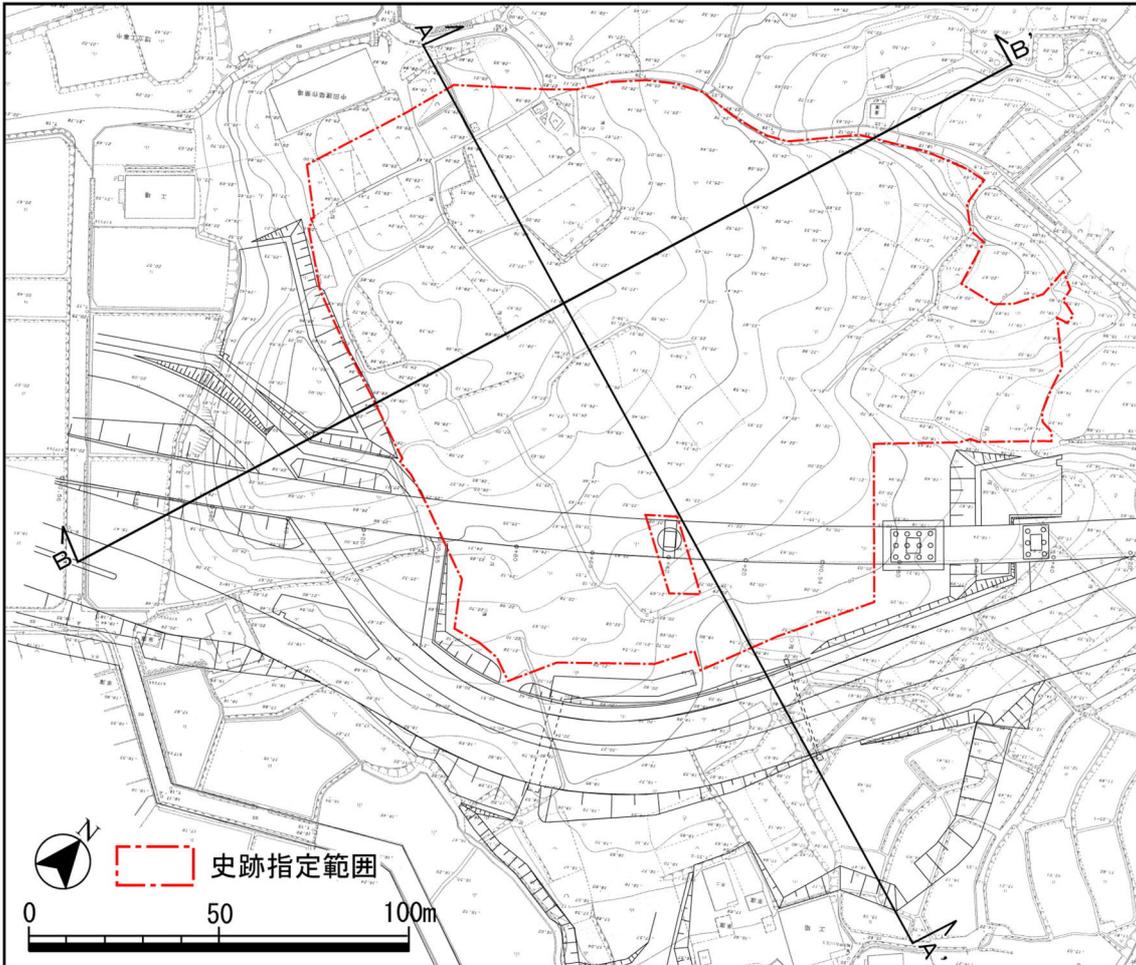
(才) 天武天皇糠塚山遥拝所跡



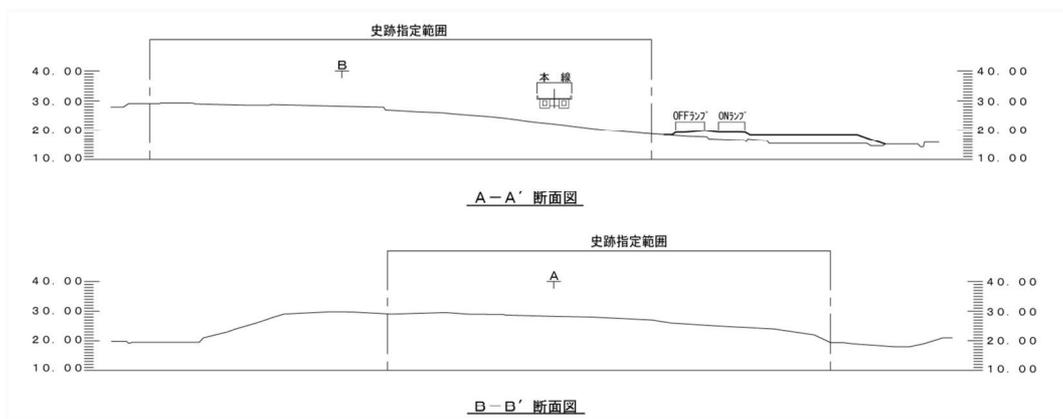
周辺文化財位置図

## ②地形

久留倍官衙遺跡は、四日市市の北部を伊勢湾へと東流する朝明川下流の南岸、垂坂丘陵の東端部に位置している。地形は、概ね東に向かって緩やかに傾斜する丘陵の緩斜面地で、最も標高の高いところで約30m、最も低いところで約15mである。丘陵の頂部には、平坦面が広がっている。遺跡の南側から西側にかけて谷がL字状に回り込んでいるため、遺跡が立地する丘陵は独立丘陵状の地形となっている。



地形図及び断面位置図

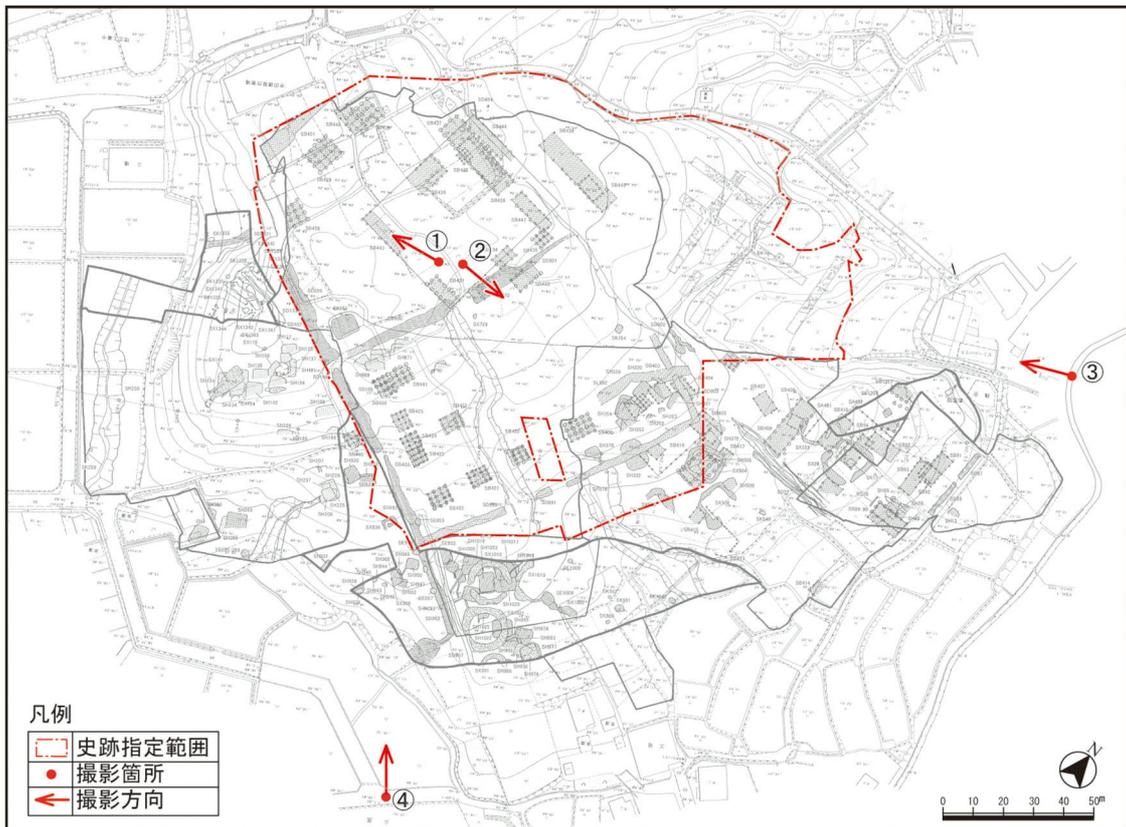


地形断面図

### ③ 景観

久留倍官衙遺跡は、低丘陵上に立地することもあり、遺跡の北東から南東にかけて広がる大矢知町の集落や耕作地からも比較的簡単に視認することができる。

また、遺跡地からも北東方向から南東方向にかけて四日市市の市街地が広がる沖積地や伊勢湾、さらには対岸の知多半島なども望むことができる。現在は、久留倍官衙遺跡から伊勢湾の海岸線まで2.5kmほど離れているが、往時はすぐ近くにまで迫っていたとも考えられ、かつての眺めは今以上に絶景であったと想像される。



景観写真撮影位置図

### 景観写真



①久留倍官衙遺跡から西方向の景観



②久留倍官衙遺跡から東方向の景観



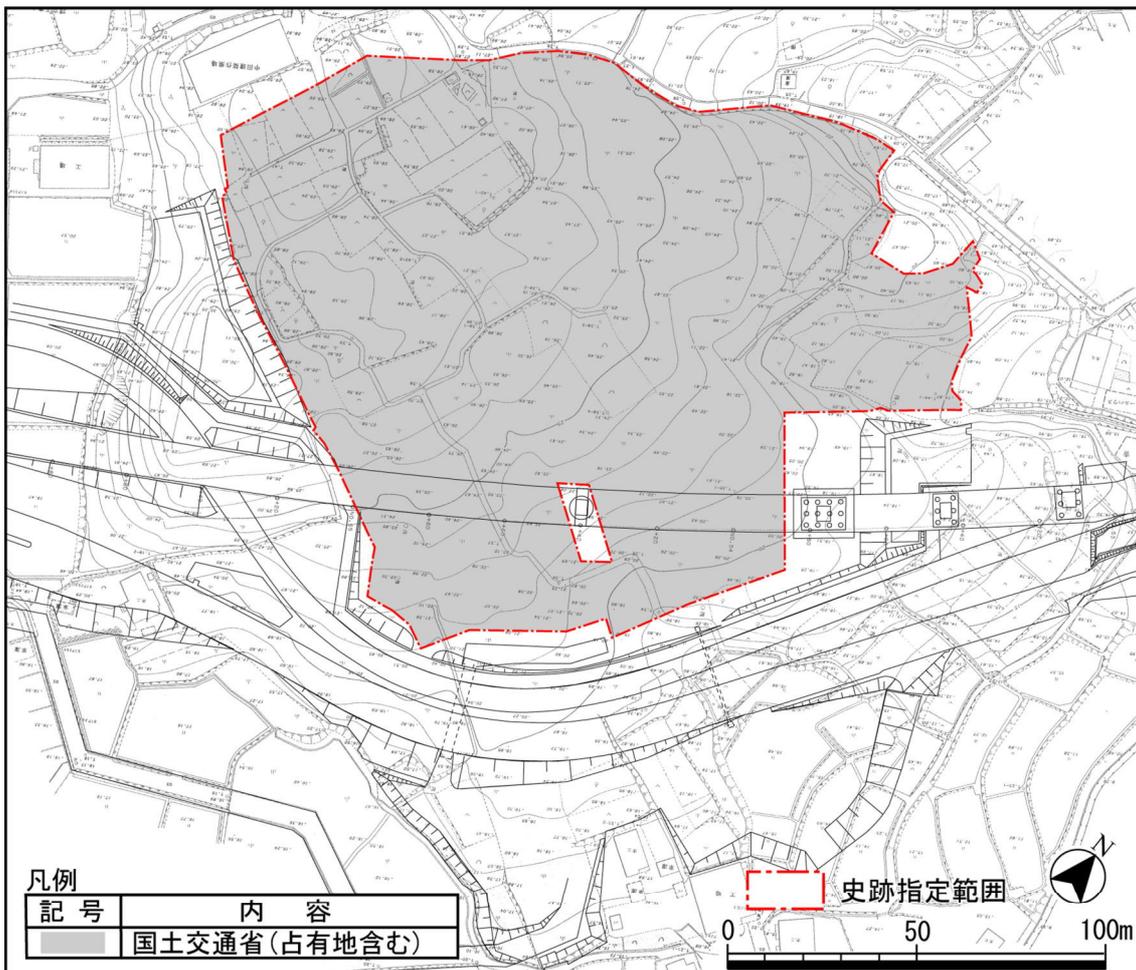
③北東から久留倍官衙遺跡を見る



④南東から久留倍官衙遺跡を見る

#### ④土地所有状況

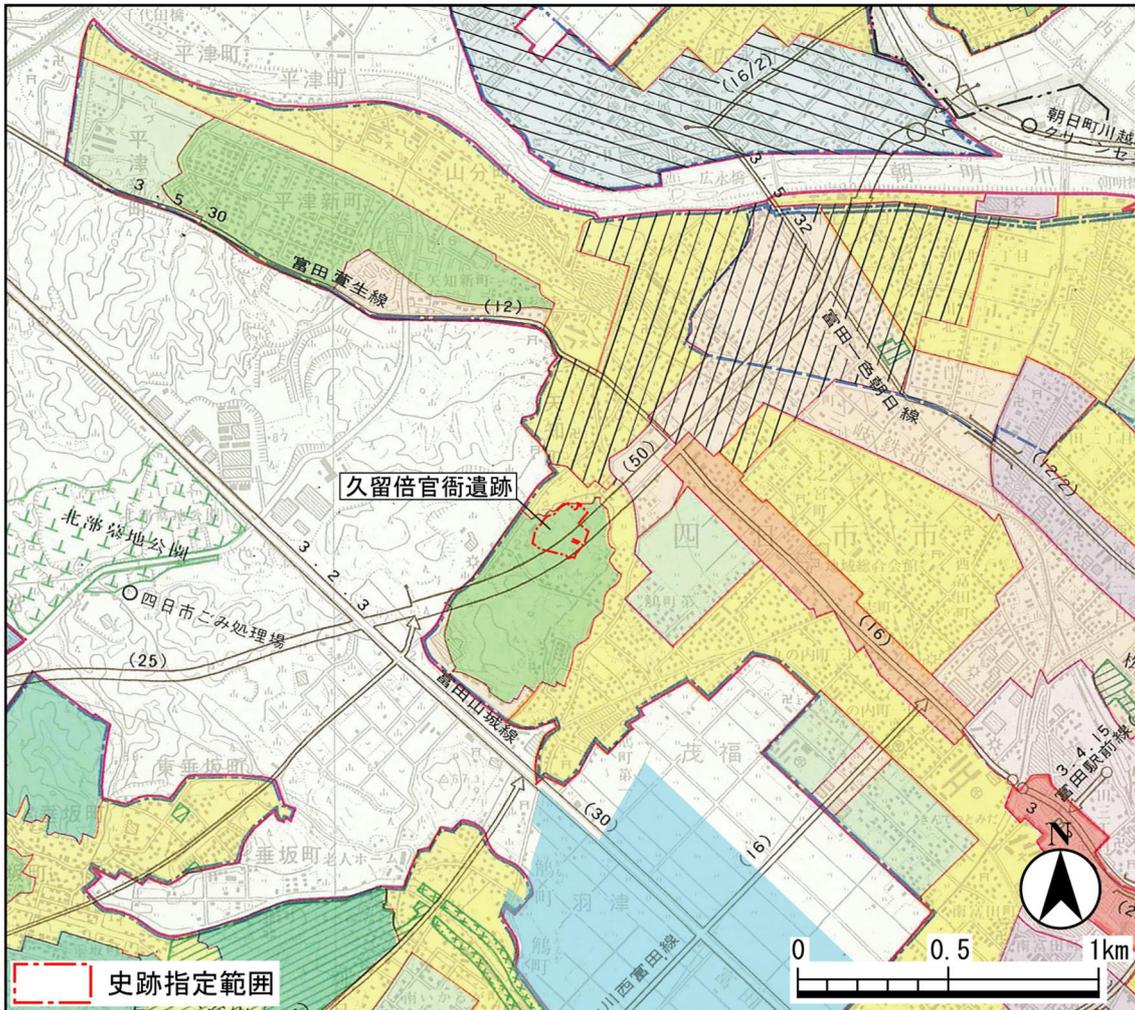
久留倍官衙遺跡の史跡指定範囲の用地はほぼ国土交通省所有地となっている。



土地所有状況図

⑤法規制

久留倍官衙遺跡の法規制状況は、全域が都市計画区域の市街化区域の中の用途別で第1種中高層住居専用地域であり、都市計画道路の北勢バイパスが横切っている。



法規制図

記号	内容	記号	内容	記号	内容
	都市計画区域		第2種特別工業地区		農業振興地域界
	市街化区域		第3種特別工業地区		農用地区域
	第1種低層住居専用地域		都市計画道路		水田
	第2種低層住居専用地域		都市計画公園		
	第1種中高層住居専用地域		都市計画緑地		
	第1種住居地域		都市計画墓地		
	第2種住居地域				
	準住居地域				
	近隣商業地域				
	商業地域				
	準工業地域				

### 第3章 整備の方向性

#### (1) 「市政ごいけんばん」アンケート結果

四日市市は、久留倍官衙遺跡の整備基本計画を策定するにあたり、広く市民の意見を聞くためにインターネットを活用したアンケートである「市政ごいけんばん」を実施した。

以下にアンケート結果を示しておく。

#### ◎調査方法

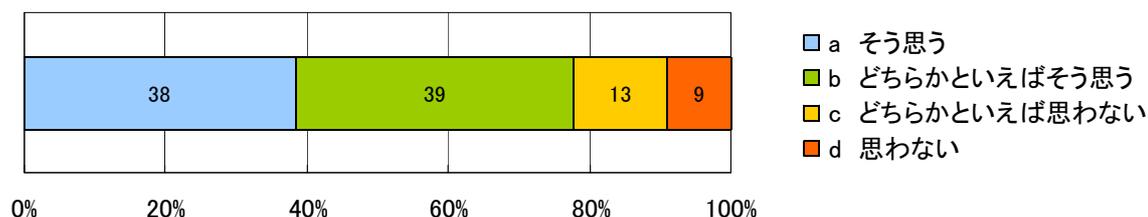
アンケートに協力する市民をモニターとして登録し、そのモニターを対象にインターネットを通じて質問を行い回答を得た。

- ・期間 平成18年6月15日(木)～6月21日(水)
- ・対象モニター数(アンケートメール送付者数) 277名
- ・回答者数 188名
- ・回答率 67.9%(男性55% 女性45%)

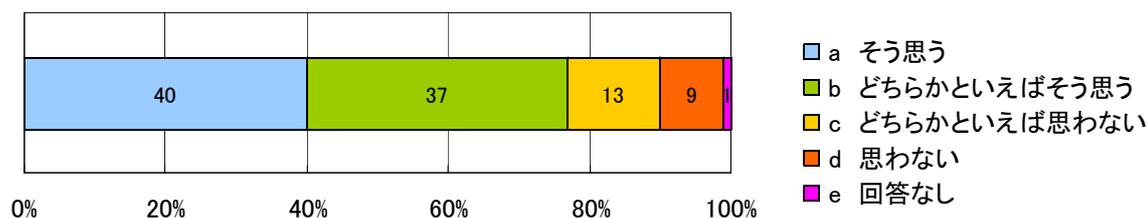
#### ◎回答結果

##### ○史跡公園の整備方法について

問1. 奈良時代の建物の復元などを行い、当時の様子が分かるように整備することが望ましいと思うか。



問2. 史跡公園として整備する際、歴史資料の展示施設などを設置し、久留倍遺跡をはじめ四日市市の遺跡や文化財・歴史などが学べるよう整備することが望ましいと思うか。



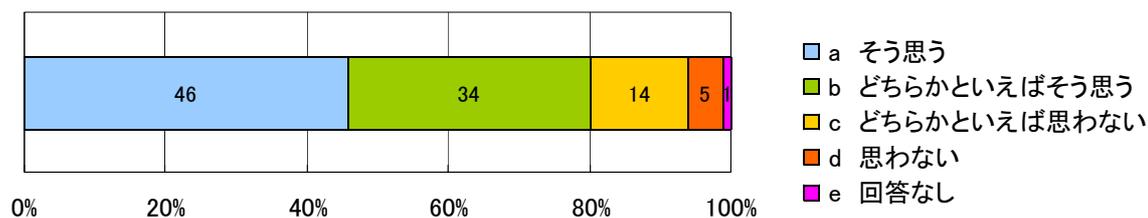
問3. 史跡公園として整備する際、散策路を設けたり季節の花木を植えたりするなど、憩いの場となるよう整備することが望ましいと思うか。



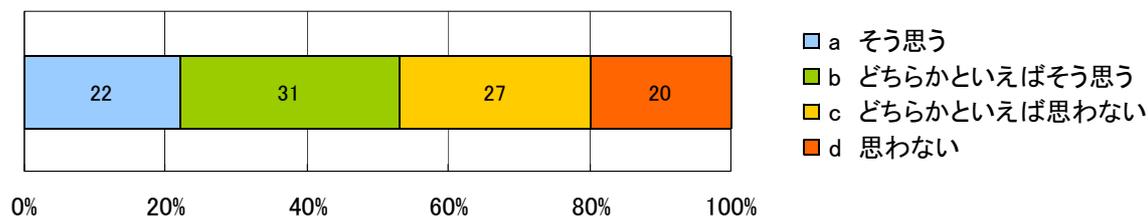
問4. 史跡公園として整備する際、社会見学、体験発掘、古代米の栽培など学校教育・生涯学習で活用できるように整備することが望ましいと思うか。



問5. 史跡公園として整備する際、史跡の整備だけでなく、史跡を含めた周辺の自然環境・歴史環境を活かした総合的な整備を行うことが望ましいと思うか。



問6. 史跡公園として整備する際、地場産業振興のための物販施設を設置するなど、史跡目的以外の人々も利用できるよう整備することが望ましいと思うか。



※平成18年度第2回「市政ごいけんばん」アンケート結果より

「憩いの場として整備すること」(問3)及び「学校教育や生涯学習の場で活用できるように整備すること」(問4)が望ましいと考える方が50%を超え、次いで、「史跡を含めた周辺の自然・歴史環境を活かして総合的に整備すること」(問5)が望ましいと考える方も高い割合(46%)だった。このことから市民が望ましいと考えるのは『史跡の歴史・文化・自然に触れることができ、憩い、学ぶことのできる史跡公園』とまとめることができると思われる。

一方、「物販施設を設置するなど史跡目的以外の人々も利用できるよう整備すること」(問6)については、望ましいと「思わない」「どちらかといえば思わない」とする回答が47%に上り、他の質問に比べ2～3倍も多くなっている。

史跡公園の整備にあたっては、史跡の持つ学術的・文化的価値を大切にし、それを損なうような過度な観光化は望ましくないと考えられる傾向が強いことが読み取れる。

## (2) 久留倍官衙遺跡の特徴と計画地の位置づけ

久留倍官衙遺跡の特徴・価値は、

- 官衙を構成する政庁と正倉院、その他施設が一体で確認された全国的にも貴重な官衙遺跡である。
- 区画溝で囲まれた正倉院の全体像が明らかになっている。
- 八脚門を備え、東を向く政庁は、官衙としては全国的にも希少な事例である。
- 久留倍官衙遺跡が所在する古代朝明郡は、壬申の乱及び聖武天皇の東国（伊勢）行幸に関わって『日本書紀』『続日本紀』に記述がある地域で、これらの史実と久留倍官衙遺跡との関連がうかがわれ、日本古代史解明の上で、考古学・歴史学・国文学的にも極めて重要な意味を持つ遺跡である。

と要約できる。

このような久留倍官衙遺跡の特徴・価値及び計画地の立地環境や敷地条件等を考慮したとき、計画地を以下のように位置づけることができる。

### ●後世まで保存継承されるべき貴重な文化財を有する空間

久留倍官衙遺跡は、四日市市はもとより、全国的にみても貴重な歴史的文化的遺産であり、計画地は後世まで保存継承されるべき文化財を有する空間として位置づけることができる。

### ●地域における歴史と文化の身近な公園的空間

四日市市は、数多くの観光レクリエーション施設や住民の都市基盤施設である公園緑地の整備は全国平均を上回っているものの、歴史・文化系の施設が必ずしも十分ではない。久留倍官衙遺跡を有する計画地は、地域の歴史や文化を知り、また、人々の学習や憩いの場として活用することが可能であり、地域における歴史や文化と身近にふれあえる公園として位置づけることができる。

### ●歴史や文化をテーマとしたネットワークの拠点空間

四日市市内には、久留倍官衙遺跡だけでなく、多くの歴史的文化的遺産があり、また四日市市の歴史と文化を知ることのできる四日市市立博物館・四日市市楠歴史民俗資料館もある。

計画地はこれら諸施設との連携を図り、歴史や文化をテーマとした学習や観光レクリエーション活動のネットワークのひとつの拠点空間として位置づけることができる。

### ●地域のシンボル空間

計画地は地域の歴史や文化を語るにふさわしい遺跡を有し、また、人々が身近に訪れることのできる公園空間として活用でき、さらには四日市市のひとつの歴史と文化の拠点となり得ることのできる空間である。このような空間にあって久留倍官衙遺跡はいわば地域のモニュメントであり、計画地は四日市市にとって、人々が集い、四日市市の歴史や文化についての学習・体験等ができるばかりでなく、地域の歴史や文化を通じて古代への想いを馳せ、地域に対する誇りや郷土愛を醸成するきっかけとなるシンボル空間として位置づけることができる。

### (3) 整備の基本的考え方と整備目標

計画地の位置づけを念頭に、計画地の整備の基本的考え方と整備目標を以下のように設定する。

#### ① 整備の基本的考え方

- 遺構の保存を大前提とした整備とする。そのため、遺構面を覆土等により保存するものとする。
- 久留倍官衙遺跡の特徴や価値を顕在化する整備とする。そのため、遺構の復元や表示等の整備を行うことで、建物配置等の表現を図るものとする。
- 久留倍官衙遺跡の遺構等を活用して、奈良時代の歴史や地域の歴史、当時の建築等の日本文化を学ぶことのできる空間づくりを目指した整備とする。そのため、遺構の復元・表示等の整備に加え、ガイダンス施設等学習施設の整備を合わせて行うものとする。
- 地域における歴史や文化とふれあえ、市民の集いや憩いと安らぎの場として活用することができる身近な公園としても利用できる整備とする。そのため、来訪者のための休養施設、便益施設、安全管理施設等を合わせて整備する。
- 調査、研究の成果に基づき、専門家だけではなく、一般の人はもとより子どもにも久留倍官衙遺跡の成立の背景や内容等が理解しやすいような整備とする。そのため、古代官衙において何が行われたのか、その機能をとらえることができるような展示説明や、官衙の共通性と久留倍官衙遺跡の独自性の強調（東向きの政庁、八脚門、『日本書紀』・『続日本紀』の世界、頓宮・壬申の乱との関わり）を念頭においた展示説明を図る。

#### ② 整備目標

整備の基本的考え方を踏まえ、計画地及び周辺の整備目標を以下のように設定する。

— 壬申の乱・聖武天皇行幸のゆかりのある地として、訪れた人々が歴史を追体験し、古代の役所の姿や、往時のダイナミックな歴史の展開に思いを馳せることができる空間とする —

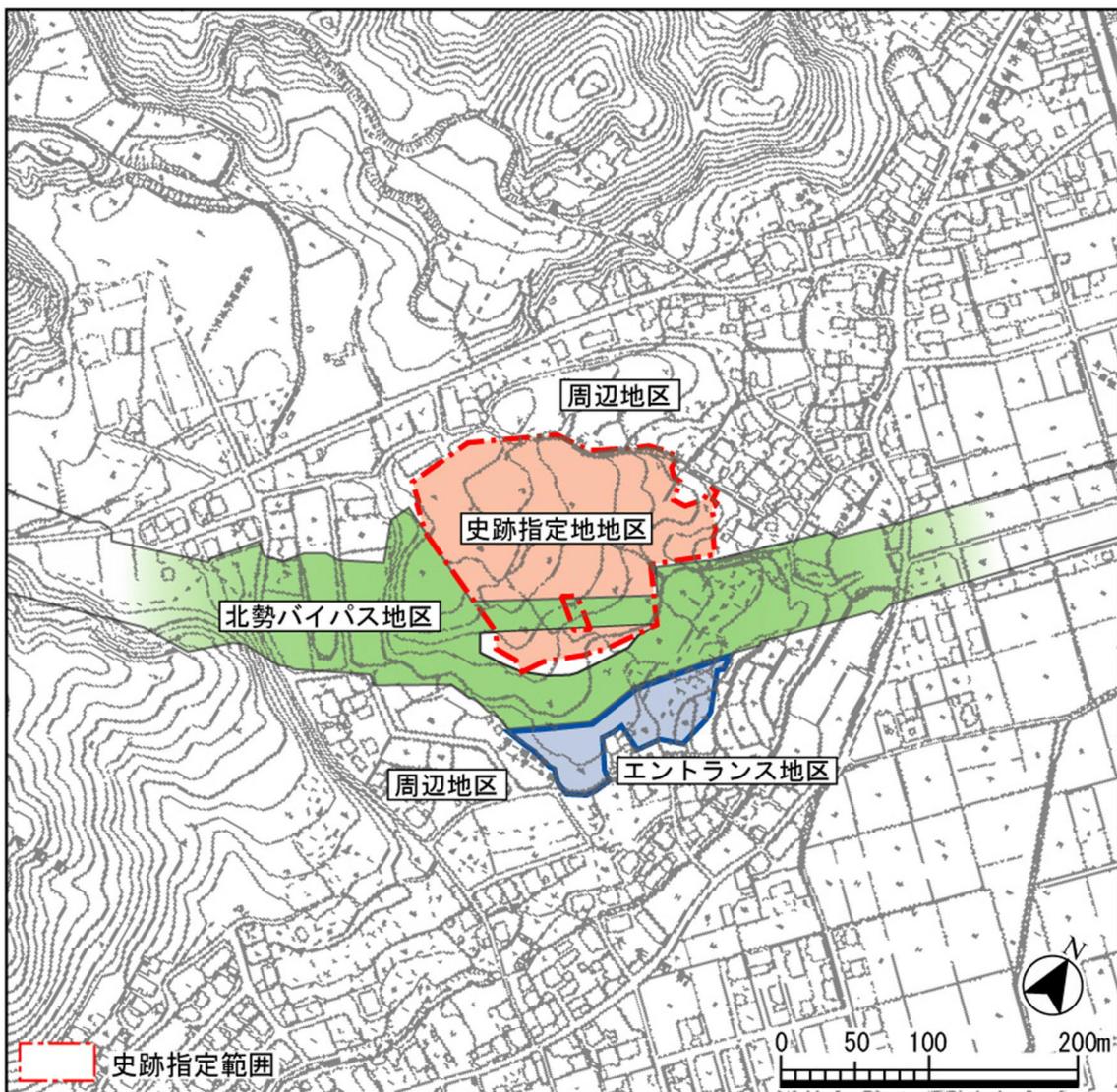
## 第4章 基本計画

### (1) 地区区分と地区別整備方針

計画地は遺構の分布状況、地形や植生等自然条件、また現況土地利用等社会条件により、地区毎に差異を有している。そのため、地区毎の特性に応じた地区区分を行い、整備の基本的考え方に基づき、また整備目標の具現化に向けて地区毎の特性を反映した整備方針を設定する。

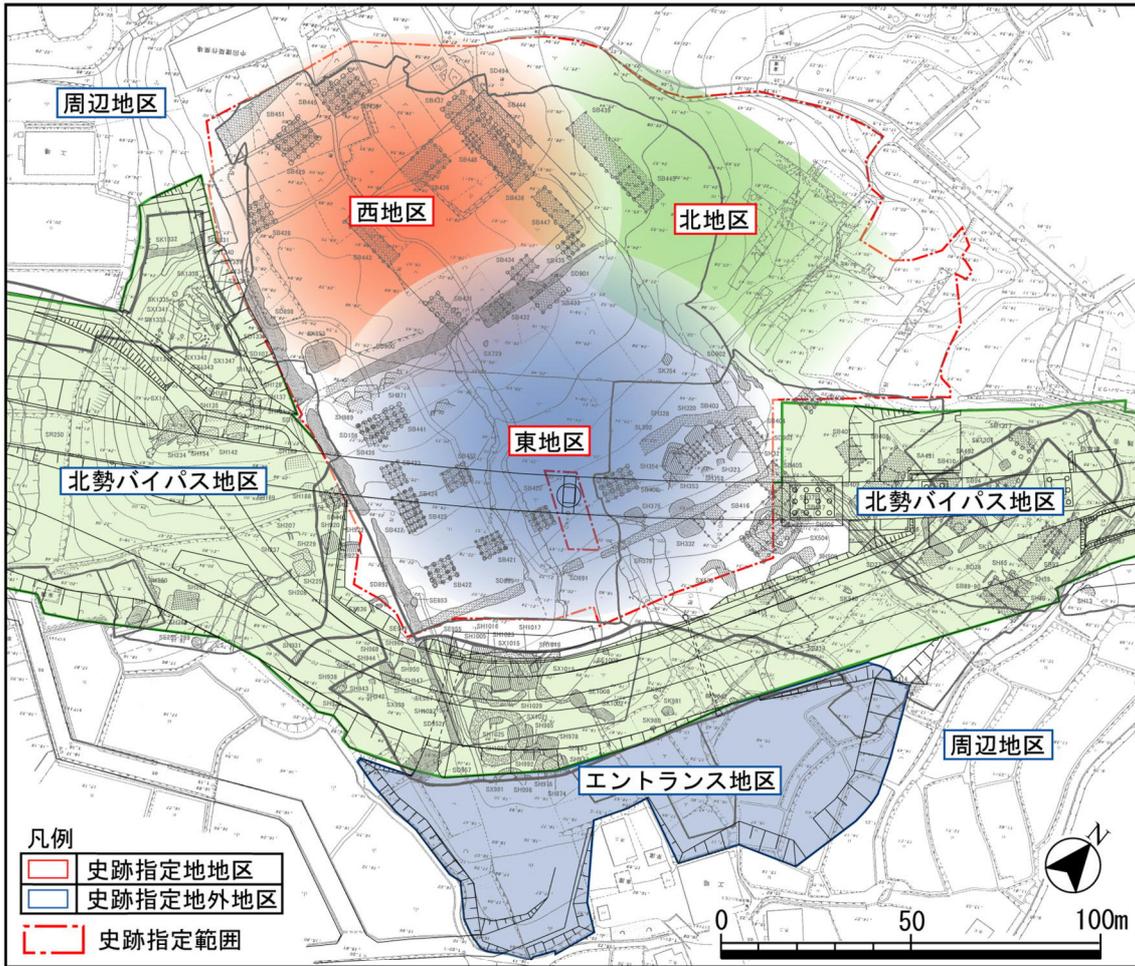
#### ① 地区区分

計画地はその特性等により大きく史跡指定地と史跡指定地外に区分できるが、これらの地区はさらにいくつかの地区に区分することができる。



地区区分図（大区分）

※周辺地区、北勢バイパス地区、エントランス地区は史跡指定地外地区



地区区分図

②各地区の概要

区分	細区分	地区の概要
史跡指定地区	西地区	史跡指定地の西側にあたり、官衙の中心となる政庁地区。地区の東側正面には八脚門があり正殿や脇殿などの建物跡も確認。地形はほぼ平坦。
	東地区	史跡指定地の東側にあたり、区画溝によって画された正倉院地区。正倉を多数確認。地形は概ね東側に向かって緩やかに傾斜。地区の東側の一部に北勢バイパスの高架道路の橋脚がある。
	北地区	史跡指定地の北側にあたり、発掘調査等が十分になされていない地区。地形は北東側に向かって傾斜しており、地区の東側の一画は谷地形となっている。
史跡指定地外地区	エントランス地区	史跡指定地から現在建設中の北勢バイパスを挟んで東側に位置する地区。北勢バイパスの下りランプからのアクセスが可能な位置。史跡指定地外であるが、史跡指定地と一体となった整備が望まれる地区。
	周辺地区	史跡指定地区及びエントランス地区を除く周辺地区で西側、南側は概ね丘陵が広がっており樹木等が繁茂。また、北側から南東側へ延びる市道の両脇には住宅地がありその奥には田畑が広がっている。
	北勢バイパス地区	史跡指定地の上を東西に通過する北勢バイパスが建設される地区。国土交通省の所有地。

### ③地区別整備方針

地区毎の特性等を考慮し、整備方針を以下のように設定する。

区分	細区分	整備方針
史跡指定地区	西地区	発掘調査、研究の成果を踏まえ、遺構の復元・表示等の整備を行う。また、比較的平坦な地形を利用し、野外での歴史体験や研修等が可能な広場として整備する。
	東地区	発掘調査、研究の成果を踏まえ、遺構の表示等の整備を行う。また、園路等の整備を行い見学者の動線を確保するとともに、適所に緑陰樹やベンチ等の休養施設を配置する。
	北地区	発掘調査、研究の成果を踏まえ、覆土等により遺構を保護した後、樹木等の植栽を施し緑地空間としての整備を行う。
史跡指定地区外地区	エントランス地区	久留倍官衙遺跡をはじめとした四日市市の歴史遺産の管理、研究、情報発信、展示、学習交流等の機能を備えた総合的な施設としてのガイダンス施設を整備。また、来訪者のための便益施設としての駐車場等も合わせて整備。
	周辺地区	貴重な文化財である久留倍官衙遺跡の足元を支えるバッファゾーンとして位置づけ、住民等関係者の理解と協力を仰ぎ、可能な限り、遺跡にふさわしい環境づくりに努める。また、現状の地形、植生等自然環境の維持を基本とし、保全を図る。
	北勢バイパス地区	国土交通省も久留倍官衙遺跡整備の一員として積極的に関わってもらい、北勢バイパス建設にあたっては国土交通省の理解と協力のもと、可能な限り遺跡に配慮した整備にする。また、バイパス道路には久留倍官衙遺跡の所在を表すサイン等の設置を検討する。

### ④周辺地区の保存管理方針

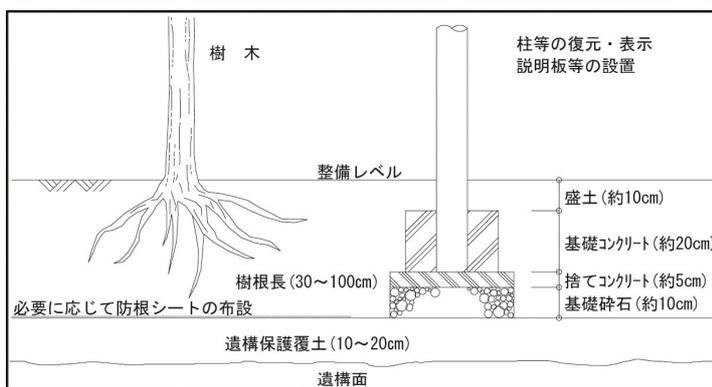
- ・丘陵上部平坦面の北西で検出した溝は北西方向で交差すると想定されるが未確認であるため、計画的に範囲確認調査を行う。
- ・上記の場所が含まれる史跡指定地の西部から北部にかけての丘陵上については必要に応じて範囲確認調査を実施し、久留倍官衙遺跡の全容解明に努め、調査成果に基づき可能な箇所から追加指定を図る。なお、各種開発等に対しては文化財保護法(93条)等各種関連法令に基づき遺跡の保存を行うものとする。
- ・周辺地区には古代東海道の存在が想定される。このような関連遺跡等についても必要に応じて調査を実施し、調査結果に基づいて久留倍官衙遺跡と一体的な活用を検討する。

## (2) 基盤整備計画

### ① 造成計画

貴重な地下遺構が残る計画地の造成の基本的な考え方は以下に示すとおりである。

- ・発掘調査等により検出された、遺構レベルに基づき、整備レベルを決定するものとする。
- ・遺構レベルの確認成果を踏まえ、後世において削平された箇所においては周辺地形と自然な形ですりあうように盛土し、可能な限り、往時の地形の復元に努める。
- ・造成工事に際しては、遺構の保存を前提とし、また整備施設の基礎高や植栽の樹根長等を考慮し、遺構面を必要な厚さで覆土することを原則とする。
- ・計画地周辺の道路等とのすりつきは、段差がつく場合には自然なかたちで法面を形成し、違和感のないものとする。
- ・造成は、整備後の雨水や地下水等の排水を考慮し、また、必要に応じて土壌改良を行うなど、整備後の維持管理にも考慮し、周辺の住環境にも配慮したものとする。
- ・造成工事に際しては、遺構に過大な負荷を与えないよう重機等の取扱いには細心の注意を払うものとする。

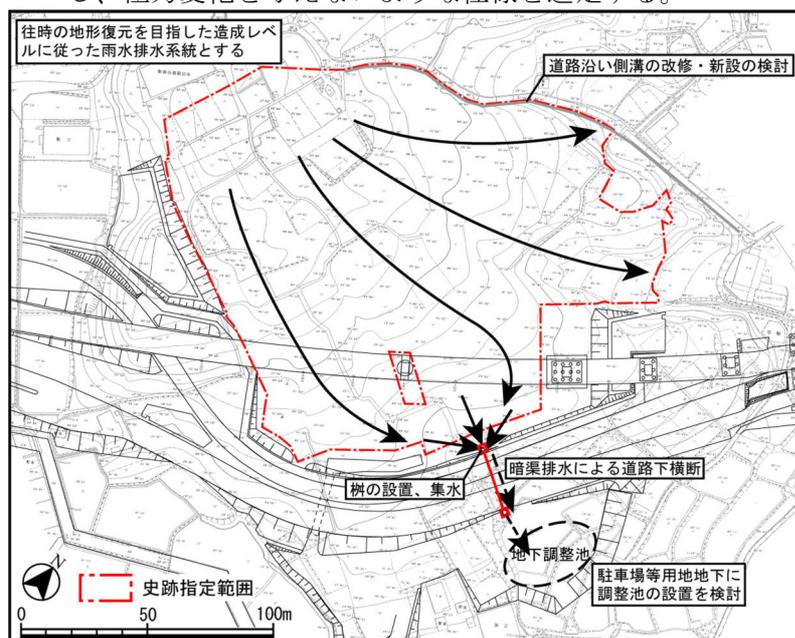


遺構面保護のための盛土厚さの考え方

### ② 雨水排水計画

計画地における雨水排水は以下に示すとおりである。

- ・往時の地形復元を目指した造成レベルに従った雨水排水系統とする。
- ・整備後の舗装、植栽等による表土処理については、雨水等の流出係数、流出量を十分に考慮し、極力変化を与えないような仕様を選定する。



- ・区画溝などの遺構で可能なものについては、復元的整備により活用することを検討する。
- ・雨水排水の流末については、計画地東側のバイパス道路オフランプの手前に設けられた柵に集水した後、暗渠排水により道路下を横断しエントランス地区へ流すものとする。また、必要に応じて、貯水機能を持つ調整池を設置する。

雨水排水計画概念図

### (3) 遺構整備計画

遺構整備についての基本的な考え方は以下に示すとおりである。

- ①遺構表示は、西地区と東地区の代表的な時期の遺構について表示するものとする。
- ②空間を多様な活動の場として活用するため、復元展示や立体表示以外の遺構表示については平面表示を基本とする。
- ③西地区における政庁の遺構表示は、主要建物は復元展示や立体表示を検討し、主要建物以外は平面表示や半立体表示を中心として検討する。特に、八脚門を備えた東向きの政庁は久留倍官衙遺跡の持つ特徴を際立たせるものであるため、史跡整備・活用のモニュメント施設として位置づけ、八脚門と門に取り付く塀の復元展示を検討する。
- ④東地区における正倉院の遺構表示は、平面表示を基本にする。
- ⑤西地区、東地区とも遺構の時期の違いを明確にするための整備手法を検討する。
- ⑥遺構表示については、現段階では下表計画を基本とするが、整備の実施段階においては、整備後の公開・活用・維持管理等を総合的に勘案し、例えば花壇を兼ねた遺構表示を行うことにより史跡が「花いっぱい運動」等の市民活動の場となり、その市民活動そのものが史跡の維持管理にも繋がるよう配慮した整備方法も検討する。
- ⑦八脚門等、遺構整備を行う上で十分な知見の得られていない遺構については、遺構の性格や時期差を確認するための発掘調査等各種調査を実施し、情報を得るものとする。

#### 久留倍官衙遺跡における遺構整備計画

区分	細区分	整備手法	対象	整備概要
史跡指定地区	西地区	遺構復元展示整備・ 遺構立体表示整備・ 遺構平面表示整備・ 半立体表示整備	八脚門・正殿などの 主要建物及び主要建物以外	主要建物については、復元展示もしくは立体表示を検討する。休憩舎としての利用も検討する。また、主要建物以外は、平面表示や柱を数十cm立ち上げるなどした半立体表示を中心として検討する。なお、柱跡については多様な利用に支障のないものは半立体的に表示し、ベンチとしても活用することも検討する。
	東地区	遺構平面表示整備	正倉跡・区画溝など	建物跡や区画溝の規模、形状は平面的な表示を検討する。北勢バイパスの高架下であるため、高架橋のメンテナンスに配慮した整備手法を検討する。

#### 遺構整備手法事例写真

##### ○遺構復元展示整備



三河国分尼寺跡（八脚門）

##### ○遺構立体表示施設



志太郡衙跡（掘立柱建物）

##### ○遺構平面表示施設



志太郡衙跡（掘立柱建物）



斎宮跡（掘立柱建物）

## (4) ガイダンス施設整備計画

### ① 史跡ガイダンス施設としての役割

久留倍官衙遺跡の整備においてガイダンス施設は重要な施設であり、保存整備された遺構及びこれらを取りまく歴史的文化的環境や自然環境とともに、久留倍官衙遺跡を来訪者に理解してもらい、親しんでもらうための施設である。同時に四日市市における文化行政のひとつの核となる施設として位置づけられる。

そのため、単に遺物の展示や、遺跡の内容を総合的に案内、解説した展示館的機能ばかりでなく、屋外にある実物の展示物、教材（遺構等）と一体となり、かつこれらを補完できるような情報を発信し、受信できるような機能も有し、久留倍官衙遺跡に関する総合的な保存・活用施設、さらには運営・管理施設としての役割を果たす必要がある。

### ② 文化財整理作業所としての機能

久留倍官衙遺跡のガイダンス施設は、①の史跡ガイダンスとしての役割に加え、文化財整理作業所の諸機能（発掘出土品をはじめとする考古資料の整理・収蔵・研究機能）を兼ね備えた施設とし、市職員・整理作業員（臨時職員）が常駐する体制とする。

現在の文化財整理作業所（寺方町）は老朽化に加え、増加する一方の出土遺物に設備が対応しきれない状況にある。また、小・中学校等の施設見学受け入れや出土遺物の閲覧・貸し出しも行っているが、駐車場や地理的な問題で利用しにくい状況にもある。そのため、現文化財整理作業所が担ってきた機能と史跡ガイダンスの機能を統合し、史跡と一体的に整備することを目指す。

### ③ ガイダンス施設整備の効果

- ・久留倍官衙遺跡だけでなく四日市市全体の歴史遺産の管理、研究、情報発信、展示、学習、交流の機能を果たすことが期待される。
- ・文化財の保存活用・学習の拠点施設であるガイダンス施設と史跡とが統合され、相互の活用が促進される。特に、学校教育での活用（遠足、社会見学、出土遺物閲覧・貸し出し、教職員研修、出土品整理作業体験学習）が期待できる。
- ・史跡整備後は、除草・植栽植物管理・展示物補修・警備等にかかる費用負担の問題とともに、復元展示施設公開に伴う管理・防犯防災対策・見学者への案内サービス機能の充実など史跡管理体制が大きな課題となる。職員が常駐することで、そのような史跡の運営管理上の諸問題にも円滑に対処することができる。
- ・これまでの発掘調査等で蓄積された出土品を初めとする考古資料を展示・貸し出し等で有効に活用できる。

### ④ 検討課題

現在、埋蔵文化財に関する開発との協議・調整、遺跡の発掘調査と指定文化財・天然記念物に関する業務は本庁（市役所）で、出土品の保存・管理、整理作業は文化財整理作業所で行っている。ガイダンス施設の設置に伴い、現整理作業所の取扱いや組織体制のあり方の検討が必要となる。

久留倍官衙遺跡のガイダンス施設において必要とされる機能は以下のとおりである。

- 管理運営機能……………史跡久留倍官衙遺跡の運営管理の拠点。ガイダンスをはじめ、調査研究、体験学習、情報発信、地域交流などの企画運営とともに各施設を中心に管理。
- 展示ガイダンス機能…見学者の理解を助け、久留倍官衙遺跡の全体像や特徴、価値をわかりやすく伝えるため視聴覚機器を用いたビジュアル展示や遺物展示、写真パネルの展示等を行う。野外ではできない展示を主とする。
- 調査研究・収蔵機能…久留倍官衙遺跡や地方古代官衙に関する調査研究、情報拠点。市内の発掘調査、遺物復元作業、遺物収蔵等の拠点。
- 情報発信機能……………久留倍官衙遺跡や地方古代官衙に関する調査研究成果の情報発信。四日市市内にある文化財やイベント等開催の情報発信等。
- 地域交流機能……………管理運営・活用におけるボランティア活動の拠点。市民が自由に交流できる空間の提供。



※この図はイメージ図であり、確定しているものではありません。

整備計画平面イメージ

## (5) その他活用上必要な施設整備計画

### ①学習案内施設

#### (ア) 案内板

- ・計画地全体の施設配置や内容等を案内する。
- ・計画地入口部に設置する。



参考例：石張り＋陶板



参考例：石張り＋陶板



参考例：石張り、ステンレス＋陶板



参考例：石＋陶板

#### (イ) 説明板・名称板

- ・整備遺構等についての解説を行う。
- ・整備遺構等に適宜名称板を設置する。



説明板参考例：スチール＋ホーロー板



縁台型説明板参考例：石張り＋陶板



名称板参考例：石＋陶板

## 園路・広場施設

園路、広場施設については利用方法、維持管理、地形等を考慮した仕様を検討するとともに、バリアフリーに配慮したユニバーサルデザインの整備を行う。

### (ア) 園路

- ・幅員約3mの見学用、管理用園路を整備する。

### (イ) 学習広場

- ・政庁の南側に屋外での歴史体験や学習等が可能な草地広場を整備する。

### (ウ) 政庁広場・正倉院広場

- ・政庁、正倉院の範囲を屋外での歴史体験や学習等が可能な広場として整備する。
- ・舗装材については整備された遺構にふさわしい色、仕様の材料を用いる。
- ・北勢バイパス本線高架下にあたる範囲については、高架橋の管理に配慮した遺構表示及び舗装を行うものとする。

## 舗装仕様例

### 1. 透水性真砂土舗装



安土城跡

#### 概要

- ・真砂土をベースに薬剤を混合して固化させた舗装。
- ・透水性があり水溜りができにくい。
- ・舗装厚さを増やすことで軽自動車程度の通行が可能（舗装厚さ100mm以上、基礎砕石厚さ150mm以上）
- ・土の色、風合いがそのまま活かされるので仕上がりが自然。史跡地内でも違和感が少ない。
- ・やや耐久性が低く、クラックや割れが発生することがある。（補修が容易な製品あり）
- ・施工にやや配慮が必要。（熟練した作業員）
- ・施工費 9,000円 / m<sup>2</sup>

### 2. 透水性コンクリート舗装



一乗谷朝倉氏遺跡

#### 概要

- ・骨材にセメントを特殊配合して固化させた舗装。
- ・透水性があり水溜りができにくい。
- ・舗装厚さを増やすことで自動車の通行が可能。（舗装厚さ100mm以上、基礎砕石厚さ150mm以上）
- ・着色しない場合は灰色の舗装となり、やや人工的な風合いとなる。
- ・経年によって目詰まりすると透水能力が低下する。（洗浄等のメンテナンスによって機能は回復する）
- ・施工には大型の機械が必要になる場合がある。（小規模施工であれば人力敷き均しも可能）
- ・施工費 14,000円 / m<sup>2</sup>

### 3 . 透水性自然石樹脂舗装



河後森城跡

#### 概 要

- ・ 自然石を樹脂で固化した舗装。
- ・ 透水性コンクリート舗装の表層に化粧として厚さ10mm程度施す。
- ・ 透水性があり水溜りができにくい。
- ・ 骨材となる自然石を変えることで様々な色の舗装が行えるため、史跡地内にふさわしい舗装色を選定できる。
- ・ やや強度が低いので、舗装上を自動車は通行できない。
- ・ 経年によって目詰まりすると透水能力が低下する。(洗浄等のメンテナンスによって機能は回復する)
- ・ 施工には大型の機械が必要になる場合がある。(小規模施工であれば人力敷き均しも可能)
- ・ 施工費 30,000円 / m<sup>2</sup> (ベースとなる透水性コンクリート舗装を含む)

### 4 . 砂舗装



河後森城跡

#### 概 要

- ・ 砂などに一定割合のにがりを混ぜ、もとの体積の半分程度になるまで転圧した舗装。
- ・ 吸水性があり多少の雨水は吸い込むが、多量の雨ではぬかるむ。
- ・ 屋内の土間などに適する。
- ・ 土の色、風合いがそのまま活かされるので仕上がり比較的的自然。
- ・ 施工費 1,100円 / m<sup>2</sup>

### 5 . 砂利敷



山田寺跡

#### 概 要

- ・ 遺構保護盛土を転圧しその上に砂利を敷く方法。
- ・ 斜面地では不適。
- ・ 施工は容易。
- ・ 年月が経過すると水溜り、雑草が発生することがある。
- ・ 自動車の通行は不適。
- ・ 車イス等の進入は困難になる。
- ・ 施工費 1,000円 / m<sup>2</sup>

### ③休養施設

(ア) 四阿、ベンチ・縁台等

- ・広場等の適所に設置する。
- ・施設の仕様・デザイン等は景観にふさわしいものとする。



四阿参考例：木製

### ④便益施設

(ア) 駐車場、駐輪場(自家用車30台以上(うち2台分は身障者用)、大型バス2台以上)

- ・ガイダンス施設に隣接して整備する。
- ・舗装は芝生や自然色舗装等歴史的景観にふさわしいものとする。



ベンチ参考例：木製

(イ) 便所

- ・ガイダンス施設内に設置する。

#### <自家用車駐車場台数決定の根拠式>

年間来園者数(予想 トイレ利用者等を含む) 40000人  
自動車等を利用する来園者数  $40000人 \times 45\% = 18000人$   
開園日数 約310日/年  
1日あたりの平均来園者数  $18000人 \div 310日 \approx 58人$   
休祭日等の予想来園者数(最大時)  $58人 \times 5 = 290人$   
同時公園利用者数  $290人 \times 22\%$  (同時利用率※)  $\approx 64人$   
車1台あたりの平均乗車人数※ 2.6人/台  
 $64人 \div 2.6人/台 = 25台 < 約30台$

#### <大型バス駐車場台数決定の根拠式>

年間来園者数(予想 トイレ利用者等を含む) 40000人  
大型バスを利用する来園者数  $40000人 \times 40\% = 16000人$   
開園日数 約310日/年  
1日あたりの平均来園者数  $16000人 \div 310日 \approx 52人$   
休祭日等の予想来園者数(最大時)  $52人 \times 5 = 260人$   
同時公園利用者数  $260人 \times 22\%$  (同時利用率※)  $\approx 57人$   
大型バス1台あたりの平均乗車人数※ 38人/台  
 $57人 \div 38人 = 1.5台 < 約2.0台$

※同時利用率…観光施設の空間と経営指標(日本観光協会)

平均乗車人数…休憩施設マニュアル(国土交通省北陸地方整備局)

### ⑤その他施設

(ア) サイン施設

- ・道標等を適宜設置する。

(イ) 供給施設等

- ・給電、給水施設や処理施設を必要に応じ整備する。

(ウ) 照明灯・車止め等

- ・必要に応じ適宜設置する。

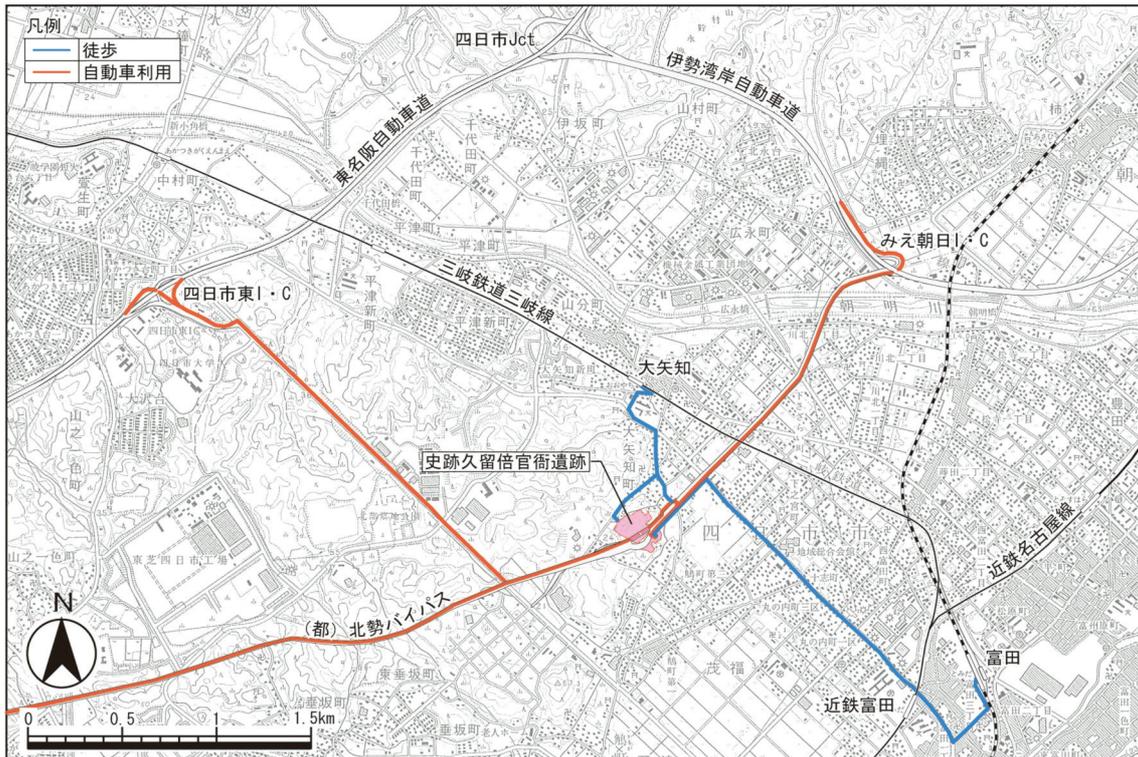
(エ) 転落防止柵

- ・調整池や斜面地で見学者等が転落するのを防止するために設置する。

## (6) 動線整備計画

### <計画地周辺の動線>

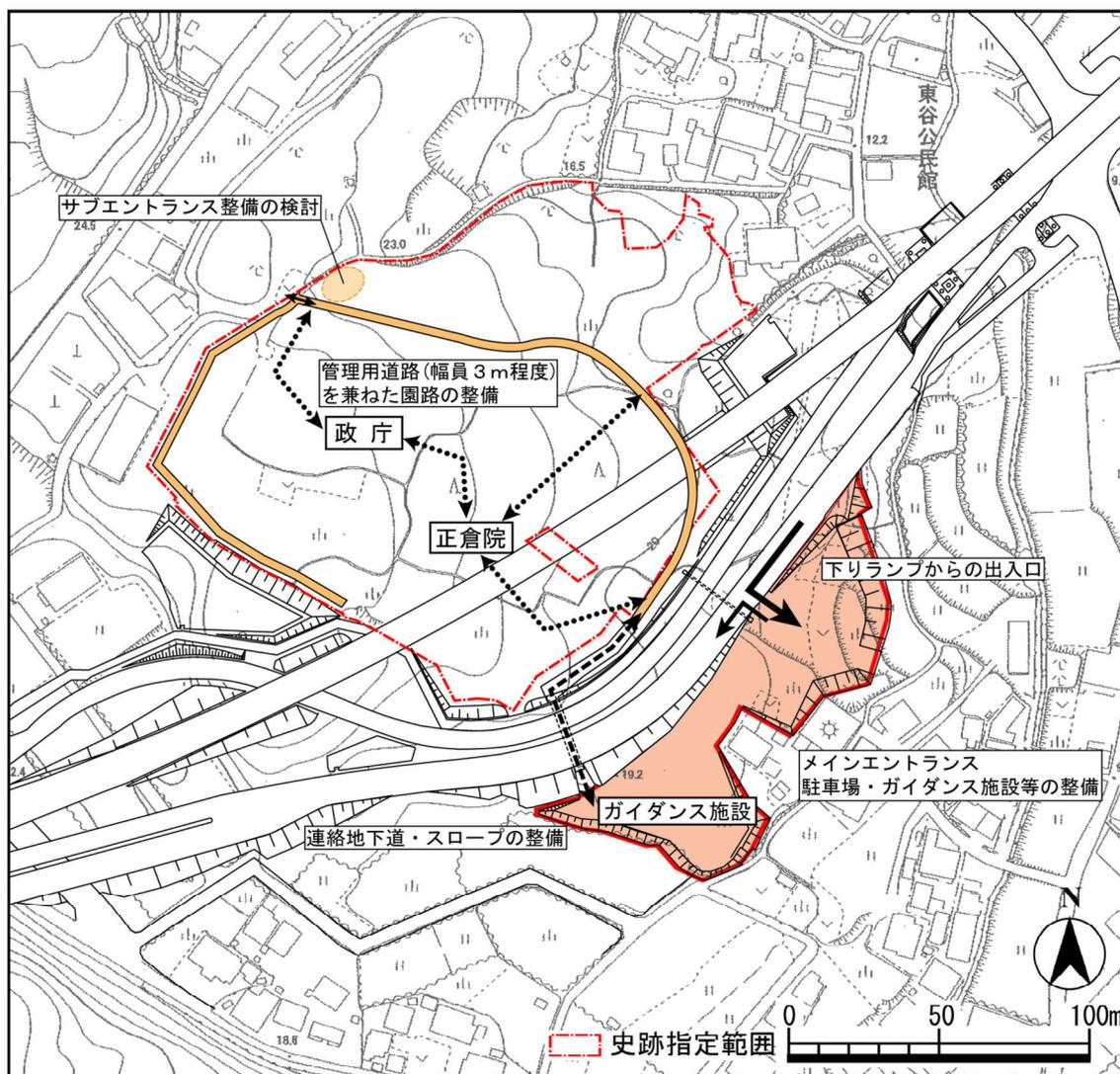
- ・現在、計画地へは周辺の市道等を通してアクセスする形となっている。今後は計画地東側に建設予定の北勢バイパスの下りランプからのアクセスが車による主要アクセスとなる。
- ・東名阪自動車道の四日市東ICからは県道上海老茂福線をとおり北勢バイパスの上りランプと一般道を利用して北勢バイパスの下りランプに進入し、計画地へと至るルートが考えられる。
- ・国道など周辺の主動線の交差点等に認知・誘導のための道標や標識等を設置する。



計画地周辺動線整備計画概念図

### <計画地内の動線>

- ・計画地東側に展示解説施設や駐車場等を整備することから、計画地東側にメインエントランスを設けることとする。また、西側入口には主に大矢知駅方面から徒歩で計画地へと訪れる見学者等に供するためにサブエントランスの整備を検討する。
- ・計画地内は、管理用道路(幅員3m程度)を兼ねた園路を整備する。また、ガイダンス施設や駐車場から史跡指定地への歩行者のアクセスは、連絡地下道を利用する。見学者はこれらの連絡地下道や園路を利用し、ガイダンス施設⇄正倉院⇄政庁を基本とした動線による見学が可能である。また、園路には柵等を設けることはしないため、園路から各建物を直接見学することも可能である。



計画地内動線整備計画概念図

## (7) 修景計画

### <植栽>

- ・植栽に際しては、遺構に対する樹根の影響を考慮し、必要に応じて防根処理を行う。
- ・将来維持管理が容易な樹種の選定を行う。
- ・市民の憩いの場とするとともに多様な来訪者開拓のため、花木や万葉植物等の導入を検討する。
- ・適宜、景観木、緑陰樹等を配植し、利用者に配慮した公園的空間をつくる。
- ・民有地との境界には遮蔽と結界を兼ねた生垣を植栽する。

### <活用施設>

- ・活用上必要な施設等は、周辺の景観に配慮した意匠や材料、色彩を用いるものとする。

### <北勢バイパス高架>

- ・北勢バイパスの高架は久留倍官衙遺跡のどこからも見える位置に建設されることから、景観上の影響も極めて大きいものと考えられる。そのため、国土交通省をはじめとする関係諸機関と協議し、それらの理解と協力を得て、高架の色や騒音等史跡地の景観や環境に悪影響を与えると考えられる項目について、できる限り低減を図るよう努めるものとする。
- ・北勢バイパスの高架により、久留倍官衙遺跡の特徴である伊勢湾を望む眺望が妨げられる。遺構整備・ガイダンス施設建設等にあたり、眺望の確保について可能な方策を検討する。

## (8) 維持管理計画

四日市市の歴史を語るうえで重要な意味をもつだけでなく、全国的にも貴重な文化財である久留倍官衙遺跡を整備後も良好に維持管理していくためには、以下の点に留意しつつ組織体制づくりを行い、運営を進めることが重要と考えられる。

### ① 地域住民等のコンセンサスの確保

久留倍官衙遺跡とその周辺は、自然景観と悠久の歴史を体感できる場であるばかりでなく、郷土愛を育むことができる地域の財産であるということを地域住民に周知し、その維持管理に積極的な協力を得ていくことが必要である。

そのため、整備を進めていくうえで早い段階から史跡公園の維持管理や運営についての地元説明会・勉強会を開催したり、市の広報や、インターネット等を利用して説明、案内を発信したりするなど、あらゆる手段を講じて地域住民等のコンセンサスを確保するように努める。

### ② 関係諸機関との連携・調整

市役所庁内の関係部局はもとより、県や国の関係諸機関、部局等の密接な連携や、調整窓口の設置、定期的な情報交換のための会合を開催するなどし、起こり得る行為や事業等について十分把握し、維持管理を進めていくための条件を整理するとともに、関連法規制等への対応も行うようにする。

以下に考えられる維持管理の方法の一例を挙げる。

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"><li>・整備施設の維持・管理の委託（近隣住民による管理団体の設立支援）</li><li>・遺跡や自然環境の日常的パトロール（(仮称)「久留倍官衙遺跡公園愛護会」等の組織化）</li></ul> |
|---|

## (9) 利活用の計画

計画地の利活用については地域住民だけでなく、広く人々に関心をもってもらい、そして訪れてもらって多様な利活用を進めていくために、ハード面だけでなくソフト面からも対応を図る必要があると考えられる。

久留倍官衙遺跡が、四日市市民にとって四日市市を代表する文化財であり、未来へと守り伝えられるべき文化財であると同時に、身近な文化活動（学校教育、生涯学習等）やレクリエーション活動の場となるよう、日常的な利用を積極的に推し進めるものとする。

### <利活用のための基盤整備>

史跡活用にあたっては、情報発信による広報、啓発活動が重要であり、ニュース性のある情報提供や、定期的イベント開催、案内情報誌の作成・配布、インフォメーション機能の充実などを積極的に行うものとする。また、その他の文化財や文化施設、周辺観光地との有機的ネットワーク化やボランティア等によるガイドシステムの構築、各種イベント開催などにより来訪者にとっての史跡の魅力アップを図り、このことが同時に各方面への波及効果を高め、地域の特色あるまちづくりへも寄与するよう努めるものとする。

#### ① 史跡活用ネットワークの構築

久留倍官衙遺跡は四日市市を代表する文化財であり、また、整備活用を進めることによって四日市市民の観光レクリエーションの場となる資質を有した空間である。また、近隣には関連する文化財や四日市市立博物館等の文化施設が点在している。

そこで、久留倍官衙遺跡とこれらの文化財や文化施設とをネットワーク化し、利活用の相乗効果を図るものとする。

##### i) 道のネットワーク

- ・道路によるネットワークは既存の道路を利用し、有機的かつ効率的なものとなるように配慮する。
- ・ネットワークルートの交点等要所には案内板、道標等のサイン、インフォメーション機能を整備し、自動車・徒歩・自転車による見学者が円滑にそして安全にネットワークを利用しながら各拠点を巡ることができるようにする。

##### ii) 情報のネットワーク

- ・久留倍官衙遺跡をはじめとする四日市市の文化財や文化施設・観光レクリエーション施設と四日市市内外の博物館をはじめとした関連施設等とのインターネット等を利用した情報のネットワーク化を進めるものとする。

##### iii) ネットワークルート

- ・移動交通手段別（徒歩向き、自動車向き、公共交通機関利用向き等）やテーマ別（官衙関連遺跡めぐり、市内文化財めぐり等）にルートの設定を行う。

## ② 普及・啓発

- ・ホームページ等による各種情報（史跡概要、イベント案内、調査・整備状況報告、その他観光案内等）発信
- ・①の史跡活用ネットワークを活かした文化財ルートマップや観光パンフレットの作成・配布
- ・観光協会と連携した普及活動の展開

## ③ 案内機能（ガイドシステム）

- ・道標等サイン整備
- ・学芸員、ボランティアガイド等による解説・案内など、来訪者の目的に応じたガイドシステムの構築。

## ④ 地域住民

- ・地域住民の整備事業への参加や整備後の利活用や管理・運営のための人材育成や組織作り

### <利活用計画>

#### ① 学校教育分野での活用

- ・学校の体験・奉仕活動と連携した子どもたちによる史跡の草刈り・清掃等の公園整備活動
- ・総合的な学習の時間や社会科での地域学習・歴史学習
- ・総合的な学習の時間における遺物整理作業体験
- ・四日市市の歴史、文化財に関する教職員研修の実施
- ・史跡空間や周辺の自然を活かした遠足・校外学習
- ・収蔵出土品の貸し出し、出前授業

#### ② 市立博物館の教育普及事業との連携

- ・現在市立博物館では、小・中学生を対象にした「子ども博物館教室」等の教育普及事業を実施している。これらのうち、久留倍官衙遺跡での実施が効果的であると考えられる事業との連携を検討する。

#### ③ ガイダンス施設における出土品の常設展示、企画展示

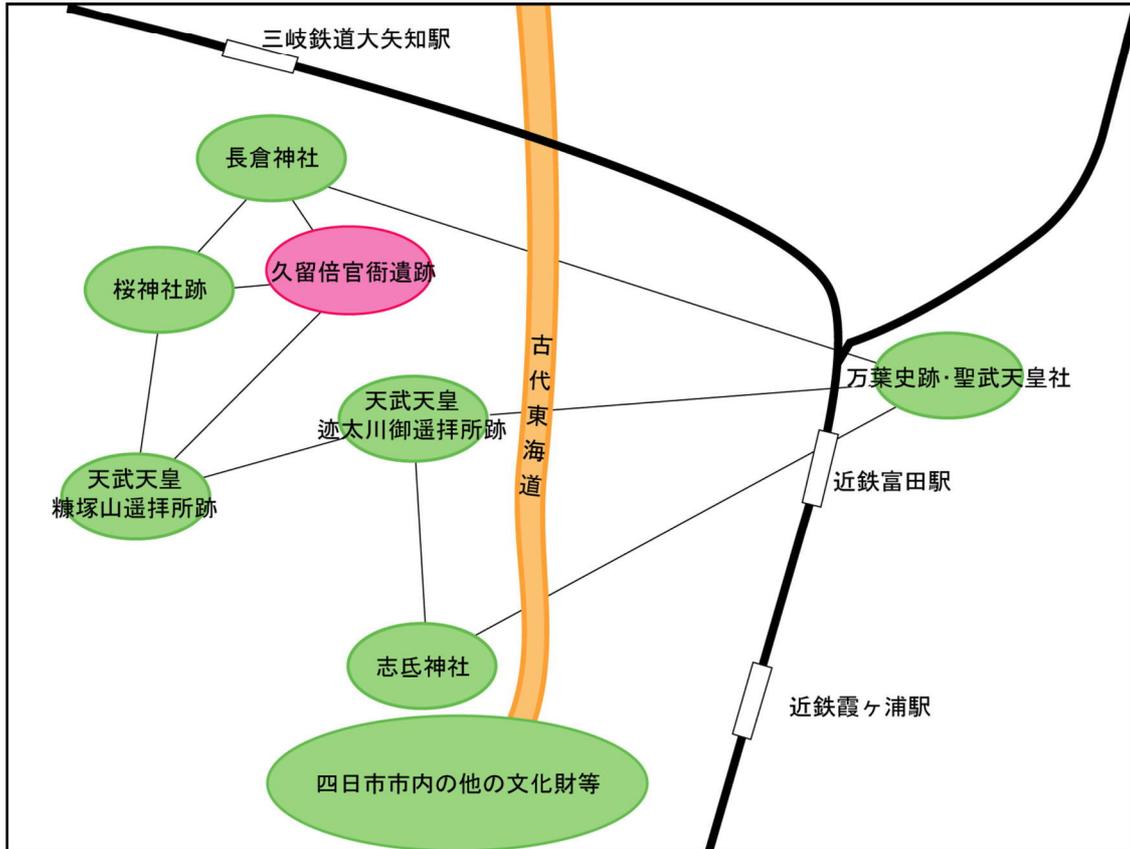
#### ④ 市民による史跡活用イベントの企画・運営や保存・愛護活動に対する支援

史跡空間を活かした各種イベント等の企画・運営、市民活動の一環として行う史跡公園の草刈りや清掃、ボランティアガイドなどの活動を支援する。

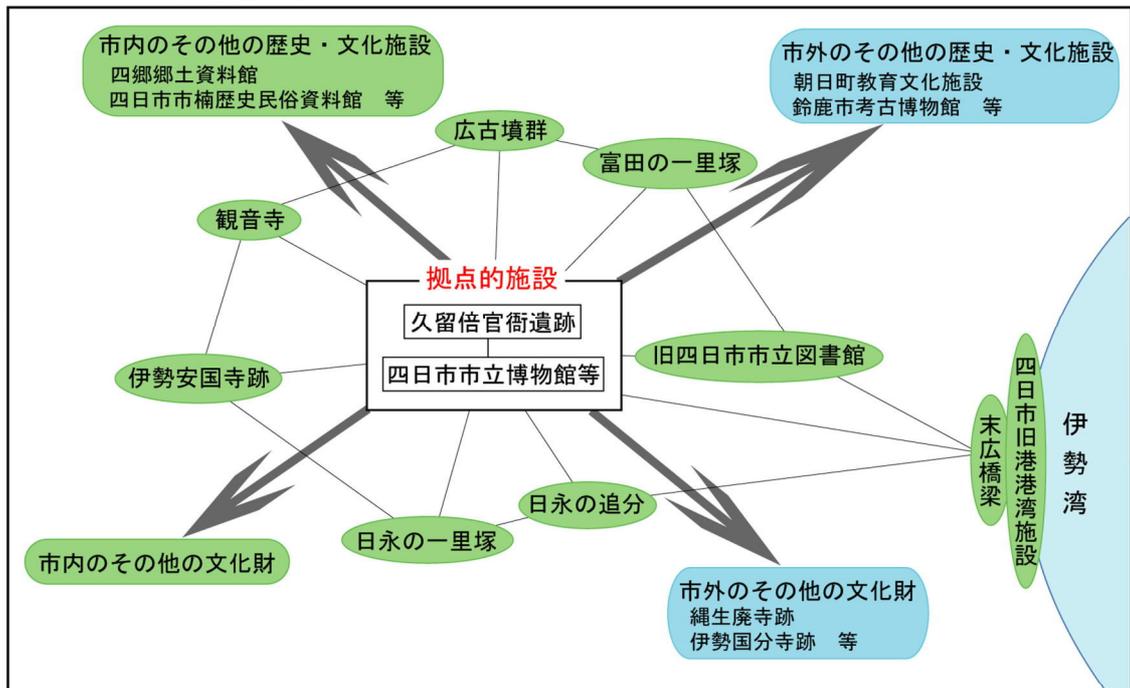
#### （施策の一例）

- ・史跡ガイド講習などを通じて行う人材育成と組織化
- ・史跡活用ネットワークや史跡ガイダンス施設を活用した各種イベントの企画・運営の支援
- ・市民による公園づくりや管理運営の支援

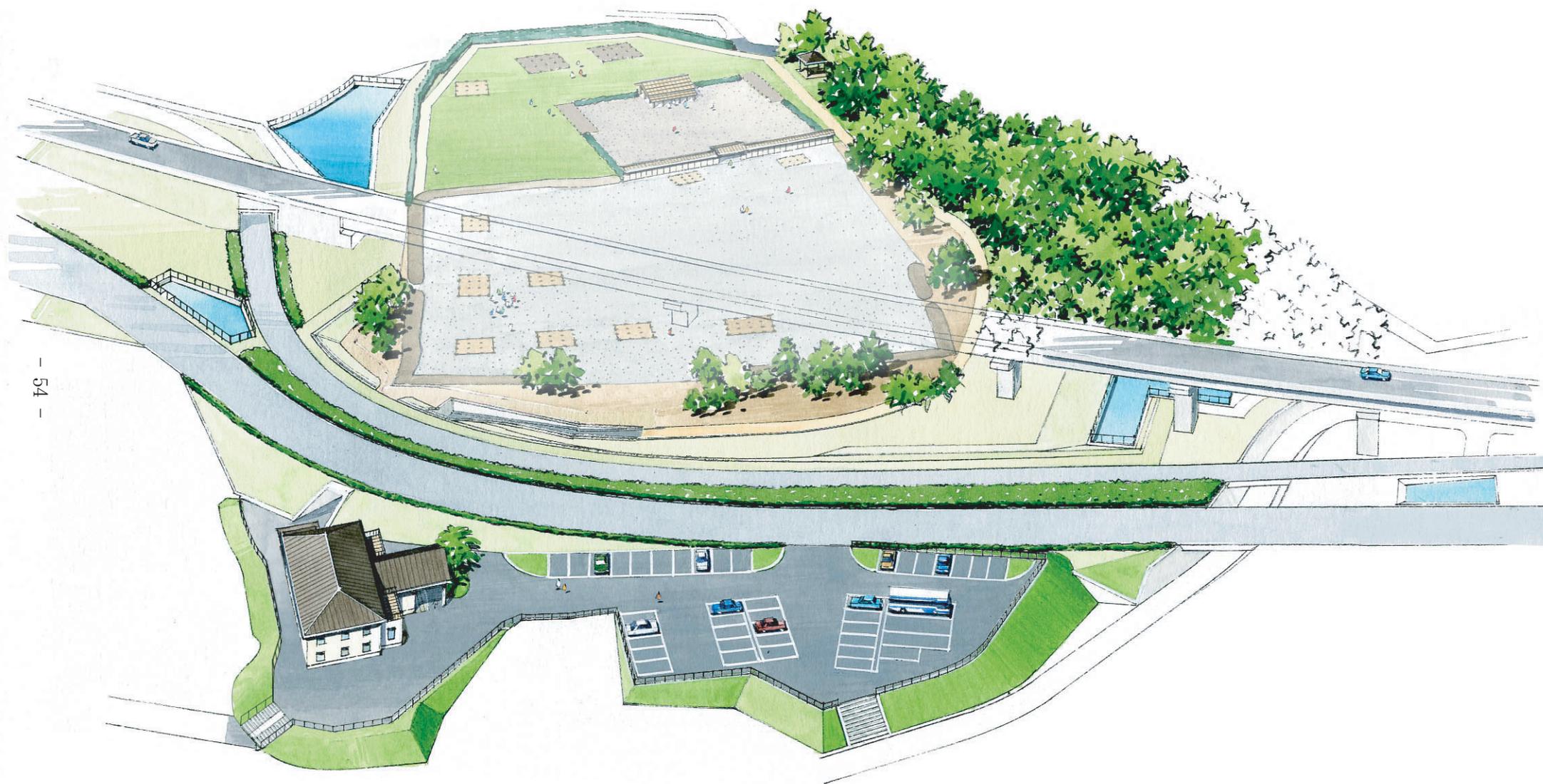
ネットワーク概念図（久留倍官衙遺跡周辺）



ネットワーク概念図（広域）



整備イメージ



## (10) 事業年次計画

久留倍官衙遺跡及び周辺の整備は、本基本計画を踏まえ、国土交通省等と協議しながら平成21年度を目標に用地買収を進めていく。その間、整備に必要なデータ等を収集・分析するために八脚門など、詳細が判明していない遺構の発掘等各種調査を実施する。久留倍官衙遺跡の整備は、用地買収の後、調査結果を基に本格的実施に移るものとし、整備事業期間を概ね5ヶ年間とする。

なお、本基本計画の内容や各種目の実施年度については、発掘等各種調査の成果、基本設計によって流動的であり、本計画においては目安を示すものである。

年次計画表

種 目	年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
用地買収		.....	.....	.....					
発掘等各種調査			.....	.....	.....				
基本・実施設計				.....	.....	.....	.....	.....	
基盤整備（造成）					.....	.....	.....		
雨水排水					.....	.....	.....		
遺構整備						.....	.....	.....	
植栽								.....	.....
解説板等学習施設									.....
園路・広場								.....	.....
駐車場							.....	.....	
ガイダンス施設							.....	.....	.....
照明・車止め等									.....

久留倍官衙遺跡整備基本計画書

2007年（平成19年）3月30日

編集・発行：四日市市教育委員会

四日市市諏訪町1番5号

059-354-8240